

第Ⅱ部

ビジョン編

第 1 章 計画の基本指針

1 第 9 期計画における基本的な考え方

■ 国の指針を踏まえた本市の考え

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

全国的に、総人口が減少に転じ、今後、生産年齢人口が急減する中で、高齢者数は増加し、高齢化は進行していくことが見込まれています。

また、第 9 期計画期間の先を展望すると、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 (2040) 年に向け、高齢者人口はピークを迎え、75 歳以上人口は令和 37 (2055) 年まで増加傾向が見込まれています。さらに、介護ニーズの高い 85 歳以上人口は令和 17 (2035) 年頃まで 75 歳以上人口を上回る勢いで増加し、令和 42 (2060) 年頃まで増加傾向が見込まれています。

本市の推計人口においても、65 歳未満人口の減少と 65 歳以上人口の増加が続き、高齢化率は今後も緩やかに上昇を続ける見込みとなっています。

介護サービス基盤の整備に当たっては、こうした状況を踏まえ、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えながら計画的に進めます。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域の見守り体制や相談支援体制の充実、生活支援サービスの確保を図り、高齢者が安全・安心かつ豊かに暮らせるコミュニティづくりを進めていく必要があります。

また、一人暮らし高齢者や高齢者の介護を高齢者が行う（老老介護）世帯では、家族の介護力に限界があり、医療、介護といった専門的なサービスの充実とともに、住民が主体となった身近な助け合いや、孤立を防止するための見守り等の取組を更に充実させることも必要です。さらに、認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含めた家庭における負担軽減のための取組を進めることが重要です。

今後、高齢化が一層進む中で、地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を推進する観点から、総合事業を更に推進します。

認知症は高齢になるにつれて発症率が高くなるといわれており、本市においても令和 25（2043）年に向けて、65 歳以上の高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者が増加すると見込まれます。

令和元（2019）年に国が取りまとめた「認知症施策推進大綱」には、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪として、認知症施策を推進していくという基本的な考え方が示され、令和 4（2022）年には施策の進捗状況について、中間評価が行われています。

また、令和 6（2024）年 1 月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されたことを受け、中間評価の結果や今後国が策定する認知症施策推進基本計画の内容も踏まえ、高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、早期発見・早期対応に向けた関係機関の連携体制の充実を始め、本人の思いや希望の発信及び介護者への支援等とともに、認知症への正しい知識を持ち、認知症本人やその家族、地域の人が共に「支援する人、される人」の関係を越えて助け合う地域づくりを推進します。

地域包括支援センターは、高齢者のための総合相談窓口として、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行うとともに、地域の関係機関と連携することにより、介護・福祉・健康・医療などの面から包括的に支援を行う機関です。

一方で、高齢化の進行や地域住民の支援ニーズの複雑化・複合化等を背景として、センターの業務量は増大しており、また、専門職の確保も困難となっています。このため、より地域に密着した運営体制や専門職の安定的な確保を目的に、令和 5（2023）年 4 月から実施している地域包括支援センター運営業務委託モデル事業について、委託化の効果や課題の検証を行う中で、今後の委託化の検討を行います。

高齢者に対する虐待の早期発見・対応に向け、長寿福祉課や介護保険課のほか、地域包括支援センターなど本市の各相談窓口において相談支援体制の充実に引き続き努め、高齢者虐待防止への正しい知識の普及に努めるとともに、医療・福祉関係者等の団体や地域住民とも連携し、地域社会全体で見守りや声かけ等支援体制を整備します。また、高齢者虐待対応ネットワーク*を形成し、迅速かつ効果的な対応に努めます。さらに、養護者に該当しないものによる虐待やセルフ・ネグレクト*等権利侵害の防止にも引き続き取り組みます。

（3）地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保

地域包括ケアシステムの構築やサービス基盤の整備等により、令和 7（2025）年やその先の生産年齢人口の減少を見据えつつ、必要な介護人材の確保や資質向上に向けた取組が必要です。

2 基本理念と成果指標

第8期高松市高齢者保健福祉計画では、これまで進めてきた地域包括ケアシステムの「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を基に、高齢者自らが社会参加や介護予防に取り組むことを支援するための仕組みづくりなどの自立支援・重度化防止に向けた取組や、認知症になっても安心して暮らし続けられるよう、地域全体で高齢者やその家族を支えていく体制づくりなど、各種施策を推進してきました。

今後、ますます高齢化が進行する中で、第8期計画で進めてきた取組を、更に深化・推進させていくとともに、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応していくため、高齢者のみならず、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えてつながる重層的な支援体制の構築*、家族を含めた包括的な相談支援、他分野との連携促進等、地域の実情に合った総合的な支援を推進していく必要があります。

このようなことから、第9期計画においては、第8期計画との継続性に配慮しつつ、高齢者本人が希望を持ち、自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指し、次の基本理念を掲げるものとします。

高齢者が住み慣れた地域で希望を持って、
自分らしく安心して暮らし続けられる
地域共生社会の実現

指標名	現況値	目標値		
	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
高齢者福祉の充実に対する市民満足度(%)	26.3	26.6	26.9	27.2
介護・支援を必要としていない高齢者の割合 (自立高齢者率)(%)	78.9	78.8	78.8	78.8
介護・支援を必要としていない後期高齢者の 割合(自立後期高齢者率)(%)	64.3	65.4	65.4	65.4
生きがいがある高齢者の割合(※1)(%)	61.0	-	62.0	-

(※1) 計画策定前年度に実施する「高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査」により確認するため、令和7(2025)年の数値を第9期計画期間の目標値とします。

地域共生社会の実現へ



地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者だけでなく、対象を障がい者や子どもにも広げた包括的な支援体制の構築により、対象者ごとの福祉サービスを「縦割り」から「丸ごと」へと転換

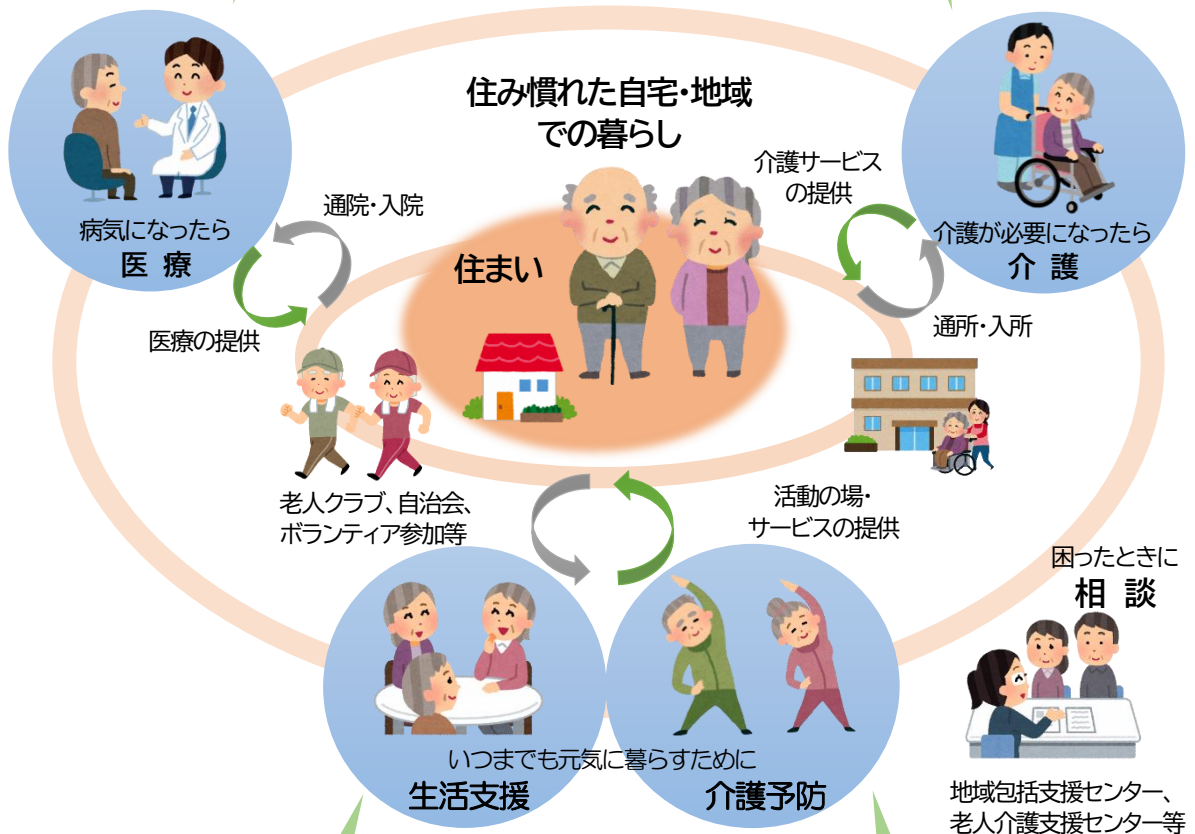
高松市の地域包括ケアシステムの概要

高松市では…

「高松市在宅医療介護連携推進会議」の開催等、在宅医療・介護の情報共有と連携強化を推進しています。

高松市では…

多様な居宅サービス、施設・居住系サービスがあり、サービスの質的向上にも取り組んでいます。



高松市では…

地域住民等の多様な主体による、居場所づくりや支え合い・見守りの体制づくりに取り組んでいます。

高松市では…

高齢者が、自主的に介護予防に取り組むための各種教室開催のほか、自治会、老人クラブ、NPO、ボランティア等による、様々な生活支援や介護予防の取組を推進しています。

3 基本目標

基本理念の実現に向け、以下の3つの項目を基本目標に掲げます。

自分らしい生活と生きがいづくり

介護予防・重度化防止に向けた取組や、高齢者の豊富な知識や経験を生かすことができる環境づくりを推進することにより、支援や介護が必要な状態になっても、高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく生きがいのあふれる充実した生活を送ることができる社会を目指します。

共に支え合い、つながる地域づくり

地域生活を支えるサービスの充実や、地域での見守りや支え合い活動を始めとした関係機関・団体等の多様な主体の連携強化を図ることにより、医療や介護が必要な状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、障がい者や児童等、他分野との連携を図りながら、高齢者やその家族を地域全体で支える社会を目指します。

安心して暮らし続けられる環境づくり

生活の基盤としての高齢者のニーズに応じた住まいの確保や、高齢者にやさしい居住・生活環境、災害や感染症等に対する支援体制の充実を図ることにより、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心・快適に暮らし続けられる社会を目指します。



4 重点課題

基本目標の実現に向け、それぞれの基本目標に対する重点課題を次のように設定し、各種施策の推進を図ります。

基本目標	自分らしい生活と生きがいつくり
重点課題	介護予防と社会参加の推進

高齢者が自立した生活を送ることができるよう、地域全体での健康づくりや介護予防、重度化防止に向けた効果的かつ持続的な取組を推進します。

また、高齢者がこれまで培ってきた経験や知識、能力を生かし、地域における様々な分野で活躍できる環境づくりに取り組み、社会参加の推進を図ります。

基本目標	共に支え合い、つながる地域づくり
重点課題	包括的な支援体制の構築

支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を続けられるよう、在宅医療・介護連携の充実、介護保険サービスや地域包括支援センターの機能強化等を推進します。

また、地域住民の複雑化・複合化した課題に対し、地域の実情に応じた支援やサービスの充実に取り組み、地域の関係団体等と連携した包括的な支援体制の充実を図ります。

基本目標	安心して暮らし続けられる環境づくり
重点課題	生活環境の充実

高齢者の居住に適した住まいの充実を図るとともに、高齢者が外出しやすいよう、公共交通機関等のバリアフリー化等、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

また、災害・感染症等が発生した際、迅速に対応するため、一人暮らし・寝たきり高齢者の把握、自主防災組織の活動支援、高齢者施設等における備えなど、地域における支援体制の強化に努めます。

SDGs（持続可能な開発目標）について

SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。令和12（2030）年の達成を目指し、17の目標を掲げています。

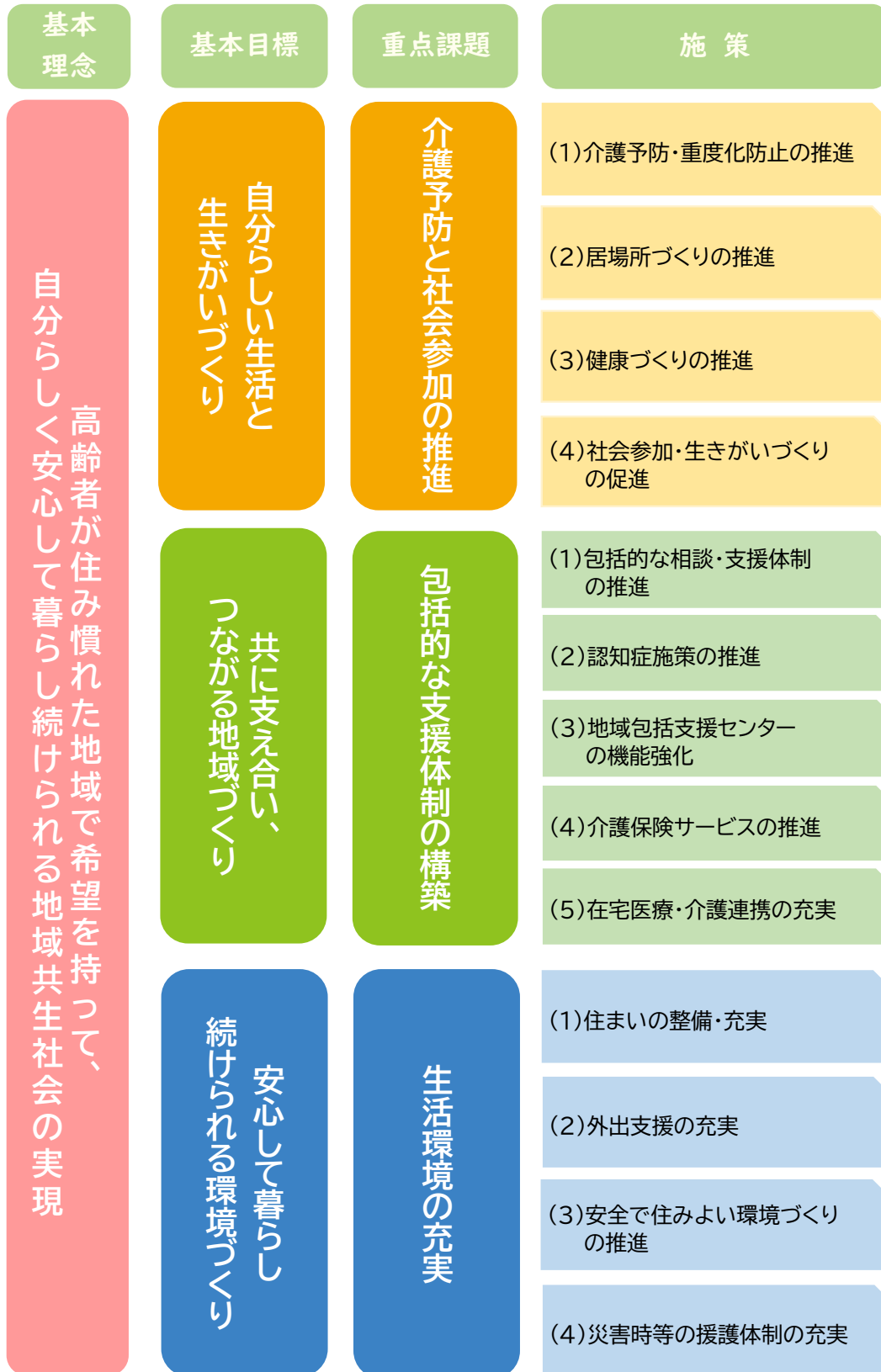
「第9期高松市高齢者保健福祉計画」においても、基本理念、基本目標を考えるに当たり、SDGs全体の目標に沿うものとなるよう心がけています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



1 施策の体系



2 施策ごとの数値目標

次のとおり、施策ごとに数値目標を設定し、それぞれの達成状況について確認します。

●基本目標 自分らしい生活と生きがいがづくり

施策	区分	現況値	目標値		
		令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
1介護予防・重度化防止の推進	「フレイル予防講座」参加者数(人)	817	820	830	840
	要支援認定者(サービス利用者)の維持改善率(%)	78.6	80.0	80.5	81.0
2居場所づくりの推進	居場所への参加者実人数(人)	3,634	3,800	4,000	4,200
	主観的健康感の維持向上率(%)	91.9	92.6	92.7	92.8
3健康づくりの推進	特定健康診査受診率(%)	43.9	45.0	48.0	51.0
	後期高齢者医療健康診査受診率(%)	48.9	51.0	52.0	54.0
	高齢者(65歳以上)のインフルエンザ予防接種接種率(%)	59.4	63.9	63.9	63.9
4社会参加・生きがいがづくりの促進	多世代交流を実施している割合(居場所)(%)	12.4	12.4	12.6	12.8
	シルバー人材センター会員の就業実人数(人)	1,026	1,000	1,000	1,000

●基本目標 共に支え合い、つながる地域づくり

施策	区分	現況値	目標値		
		令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
1包括的な相談・支援体制の推進	住民主体によるサービス(サービス B)を提供している地区数(地区)	28	32	36	40
	まるごと福祉相談員*のアウトリーチ(地域で情報収集・個別訪問等)件数(件)	11,035	17,972	18,844	19,172
	介護相談専用ダイヤルの相談件数(件)	505	515	515	515
	見守り協定締結事業者数(事業者)	98	100	101	102
2認知症施策の推進	認知症初期集中支援チーム訪問実人数(人)	8	20	25	30
	認知症サポーター養成人数(累積)(人)	55,850	60,700	63,700	66,700
3地域包括支援センターの機能強化	総合相談支援件数(件)	24,577	25,500	26,200	27,000
	地域ケア小会議における個別課題の検討件数(件)	116	139	139	139

施策	区分	現況値	目標値		
		令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
4介護保険サービスの推進	第9期計画期間中の施設・居住系サービスの整備率(%) ^(※1)	0	-	-	100.0
	ケアプラン点検件数(件)	98	130	135	140
	介護サービス相談員派遣受入事業所数(か所)	0	18	20	22
5在宅医療・介護連携の充実	多職種連携構築度評価平均得点(点)	5.6	7.0	7.0	7.0
	要介護者の在宅比率(%)	80.3	79.8	79.8	79.8

(※1) 第9期計画期間(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)における、施設・居住系サービスの整備予定数に対する達成割合

●基本目標 安心して暮らし続けられる環境づくり

施策	区分	現況値	目標値		
		令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
1住まいの整備・充実	「住みやすさ」に対する市民満足度(70歳以上)(%)	88.7	89.5	89.6	89.7
2外出支援の充実	ゴールド IruCa 保有率(%)	32.0	35.1	36.7	38.4
	ノンステップバス導入率(%)	73.3	74.3	75.2	76.2
3安全で住みよい環境づくりの推進	高齢者の消費生活相談における解決割合(他機関への誘導を含む)(%)	98.0	99.5	99.5	99.5
	高齢者交通安全教室等参加者数(人)	2,008	2,500	2,500	2,500
4災害時等の援護体制の充実	個別避難計画*の作成率(%)	-	70.0	75.0	80.0
	地域コミュニティ協議会単位の地域防災訓練(避難所運営訓練等を含む)実施率(%)	90.9	100.0	100.0	100.0

第Ⅲ部

プラン編

1 介護予防・重度化防止の推進

高齢者が、住み慣れた地域で充実した生活を送るためには、生きがいづくりや介護予防事業を展開していく必要があります。その際、運動、栄養、口腔、社会参加などの観点から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進することが重要であり、生活機能が低下する前から、関係する専門職と連携し、個人に合わせた適切な予防を行うなど、健康寿命の延伸に向け、介護予防・重度化防止に取り組む必要があります。

そのためには、地域全体での健康づくりや介護予防・重度化防止に向け、生活習慣病*・フレイル予防の視点を取り入れた取組などを高齢者の身近な場所で開催し、知識の普及を図ります。

団塊の世代が、今後更に高齢化していくことから、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できるよう、生活支援コーディネーター*が中心となり、地域のニーズや資源の状況の把握とマッチングを行いながら、活動の担い手の育成等に取り組み、介護予防・生活支援サービスの基盤整備を推進する必要があります。

【主な取組】

- ① 一般介護予防事業
- ② 65歳からのプラチナ世代元気応援事業
- ③ 瓦町健康ステーション事業
- ④ 介護予防・生活支援サービス
- ⑤ 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント*
- ⑥ 「元気を広げる人」等の育成・支援

【数値目標】

区 分		実績値		目標値	
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「フレイル予防講座」参加者数	(人)	817	820	830	840
要支援認定者(サービス利用者)の維持改善率	(%)	78.6	80.0	80.5	81.0



(1) 一般介護予防事業

事業の概要					
<p>高齢者が年齢を重ねても、自分らしく、健やかに生きがいを持って暮らすために、フレイルと生活習慣病の予防対策が必要です。</p> <p>そのため、「元気アップ教室」や「フレイル予防講座」など各種介護予防教室を開催するとともに、高齢者の居場所や市政出前ふれあいトーク*で介護予防に関する知識の普及と意識の向上を図ります。</p>					
課 題					
<p>アンケート調査結果から、栄養改善リスクのある高齢者の割合が高い傾向にあるため、低栄養の予防や栄養バランスのとれた食事に関する知識の普及啓発が必要です。併せて、筋力や身体機能の低下を防ぎ、要介護状態に陥らないようにするため、より多くの高齢者に介護予防教室へ参加してもらうことが重要です。</p> <p>また、地域で生活する高齢者が、身近な人々の見守りや支援を受けながら、元気でいきいきと過ごせるよう、介護予防ボランティアの担い手を養成する必要があります。</p>					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	「元気を広げる人」養成講座 修了者数(累積)	(人)	875	907	927

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
<p>より多くの高齢者に介護予防教室へ参加してもらえよう、様々な機会をとらえてチラシ配布等を行い、周知・啓発します。</p> <p>また、健康寿命に大きく影響する「転倒・骨折」を予防するため、継続的な運動習慣を身に付けることを目的とした運動教室を開催します。</p> <p>さらに、健康障害や要介護に陥りやすい状態であるフレイルや生活習慣病を予防するための知識の習得を図るため、引き続き、市内各所において、フレイル予防講座を開催するほか、地域での介護予防等の自主的な活動の定着を図るため、「元気を広げる人」養成講座等を開催し、介護予防ボランティアを養成します。</p>					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	「元気アップ教室」参加者数	(人)	340	380	420
	「フレイル予防講座」参加者数	(人)	820	830	840

(2) 65歳からのプラチナ世代元気応援事業

事業の概要

高齢になっても健康で活動的な状態を維持するためには、運動・社会参加の取組を強化する必要があります。中でも、高齢者の足腰の筋力の維持向上は、健康寿命の延伸に向けて極めて重要であるため、自立した生活を送る上で必要な筋力の保持に効果的な「貯筋運動*教室」を身近な場所で開催します。

課題

運動教室の開催場所の偏在により、これまで運動教室を受講できなかった高齢者の参加を促すための環境づくりが必要です。

今後の方向性

元気な足腰の筋力を維持し、骨折・転倒による要介護状態を未然に防ぐため、身近な場所で「貯筋運動教室」に参加できる環境づくりに努めます。

また、貯筋運動の動画を制作し、YouTube 等で閲覧できるようにすることで、スマートフォンやタブレットなどのICT*機器を介して、これまで時間的制約、あるいは心理的な要因から対面での運動教室に参加できなかった新しい層の運動習慣の獲得に努めます。

目標	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	貯筋運動教室新規開設数	(か所)	10	10	10



(3) 瓦町健康ステーション事業

事業の概要
介護予防の拠点として、身体の変化への対応等に関する知識や技能を総合的に身に付けることができる「学びの場」を提供し、健康づくりや年齢に応じた社会貢献、生きがいづくりに寄与することを目的とした運動教室・講座の開催を行います。
課 題
運動教室・講座の参加者数が減少傾向にあるため、広く情報発信を行い、参加者数を増やすことが必要です。

今後の方向性					
本市ホームページや広報高松のほか、高齢者のスマートフォン所有率が6割を超えている現状を踏まえ、SNS*等の広報媒体を活用し、積極的に周知・啓発します。また、運動教室・講座の実施主体と情報共有・連携を図りながら、内容の充実を図ります。					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	運動教室・講座の参加者数	(人)	514	578	642

(4) 介護予防・生活支援サービス

事業の概要					
<p>要支援 1・2 の認定を受けた人及び事業対象者となった人が、要介護状態になることを予防するために、より緩和された基準による訪問介護*（ホームヘルプ）や通所介護*（デイ）サービス等を実施しています。</p> <p>また、多様な主体による様々なサービスを充実させることで、地域の支え合いの体制づくりを推進するため、生活支援コーディネーターを配置し、地域福祉ネットワーク会議*で地域の課題や資源、ニーズ把握などを協議し、住民主体による簡易な家事援助サービス等の提供（サービスB）を実施しています。</p>					
課 題					
<p>今後、高齢者人口・介護認定率の増加に伴い、要支援認定者及び事業対象者が増加することを踏まえ、多様なサービスの提供体制の充実及び利用促進を始め、必要なサービスを適切に提供できる体制を確保するために、実施団体の立上げ支援や、サービスの担い手の参入促進を図ることが必要です。</p>					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	介護予防訪問介護相当サービス・生活援助のサービス（訪問型サービスA）	(人/月)	1,361	1,339	1,297
	介護予防通所介護相当サービス・ミニデイサービス（通所型サービスA）、短期集中予防サービス（通所型サービスC）	(人/月)	2,257	2,337	2,259
	地域での生活支援サービス（訪問型サービスB）	(人/月)	106	119	136
	地域での介護予防サービス（通所型サービスB）	(人/月)	83	159	194

(★令和5年度上半期利用分の平均実績値)

今後の方向性

令和5（2023）年のサービス利用実績等を基に、必要なサービス量を見込むとともに、地域の多様な主体が総合事業に取り組みやすくなるための方策を充実させます。

また、指定を行った事業者と連携を図りながら、サービスの質の向上に努めます。

目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	介護予防訪問介護相当サービス	(人/月)	113	114	115
生活援助のサービス (訪問型サービス A)	(人/月)	1,223	1,234	1,245	
介護予防通所介護相当サービス	(人/月)	245	248	250	
ミニデイサービス (通所型サービス A)	(人/月)	2,370	2,392	2,413	
地域での生活支援サービス (訪問型サービス B)	(人/月)	164	210	268	
地域での介護予防サービス (通所型サービス B)	(人/月)	226	286	398	

(5) 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

事業の概要					
要支援1・2の人や、基本チェックリスト*の結果、生活機能の低下がみられる人（事業対象者）に対し、居宅介護支援*事業所と連携し、介護予防に関する提案や介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成します。					
課題					
今後、高齢者人口・介護認定率の増加に伴い、介護予防ケアマネジメント件数の更なる増加が予想されるため、自立支援に資するケアマネジメントの質の向上が求められます。					
要支援者等が主体的に介護予防に取り組めるよう、多様なサービスを取り入れた介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成や評価を適切に行い、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを一層充実させることが必要です。					
実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	介護予防ケアマネジメント件数※	(件/月)	4,930	5,103	5,200
	介護予防ケアマネジメント対象者数	(人)	7,385	7,276	7,420
	要支援認定者数	(人)	6,583	6,506	6,660
	事業対象者数	(人)	802	770	760
	サービス利用者の維持改善率	(%)	79.4	78.6	80.0

※介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの合計

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
介護支援専門員を対象に、それぞれの経験に応じた研修会を開催し、利用者の主体性を引き出し、自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの質の向上を図ります。					
また、維持改善率に影響する要因分析を行い、効果的な介護予防ケアマネジメントの実施に努めます。					
目標	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	要支援認定者(サービス利用者)の維持改善率	(%)	80.0	80.5	81.0



(6) 「元気を広げる人」等の育成・支援

事業の概要					
各地区保健委員会から推薦された「元気を広げる人」等が、地域で健康づくりや介護予防等の自主的な活動を円滑に行えるよう支援します。					
課 題					
高齢者の社会参加は、健康や生きがいづくり、社会的孤立の防止、地域力の向上など多面的な効果をもたらします。このため、介護予防ボランティアである「元気を広げる人」を増やし、地域において自主的にボランティア活動を行う人材の育成支援が必要です。					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度★
	「元気を広げる人」養成講座 修了者数(累積)	(人)	875	907	927

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
介護予防ボランティアの意義や地域における役割・重要性について、様々な機会をとらえ、広く周知・啓発していきます。					
また、必要に応じて「元気を広げる人」養成講座などの内容を見直し、養成講座修了者が地域で活動しやすいよう支援します。					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	「元気を広げる人」養成講座 修了者数(累積)	(人)	950	980	1,015

2 居場所づくりの推進

本市では、高齢者居場所づくり事業を通じて、おおむね徒歩圏内に1か所を目安として、高齢者等が気軽に集える居場所の開設・運営を推進するとともに、既存の市有施設を有効活用し、地域住民の交流・レクリエーションのほか、高齢者同士や世代間交流の場を提供しています。

また、子どもを交えた世代間交流、大学等と連携した若者との交流のほか、専門職や民間事業者等と連携した講座等の実施により、健康増進や認知症に関する知識習得の場を提供しています。

地域の中に身近な居場所があり、そこに通うことで、高齢者が外出の機会を持ち、他者とふれあうことで、こころとからだの健康を維持することが重要です。

【主な取組】

- ① 高齢者居場所づくり事業
- ② 居場所との連携事業
- ③ ふれあいの場の確保

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居場所への参加者実人数 (人)	3,634	3,800	4,000	4,200
主観的健康感の維持向上率 (%)	91.9	92.6	92.7	92.8



(1) 高齢者居場所づくり事業

事業の概要					
<p>高齢者が心身機能の衰えに伴い閉じこもりがちとなり、社会との接点を無くして孤立することなどを防ぐため、高齢者等が気軽に集える居場所の開設・運営を行う個人又は団体に助成金を交付し、高齢者の介護予防や健康づくりを推進します。</p> <p>また、居場所が社会参加の場の一つとして、地域に根ざしたコミュニティスペースとなることを目指します。</p>					
課題					
<p>参加者の高齢化等により、居場所の開設数と参加者数が減少しているため、これまで居場所に参加したことがない方へのアプローチと、活動の継続支援が必要です。</p>					
実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	居場所開設数	(か所)	208	194	193
	地域の集会所	(か所)	102	100	97
	市有施設 (コミュニティセンター*等)	(か所)	51	45	44
	事業所・NPO等の施設	(か所)	9	12	14
	個人家屋(店舗を含む)	(か所)	40	30	30
	老人いこいの家等	(か所)	6	7	7
	県有施設	(か所)	0	0	1
	居場所への参加者実人数	(人)	3,925	3,634	(※1)－
主観的健康感の維持向上率	(%)	94.0	91.9	(※2)－	

(※1) 年度末に提出される参加者名簿の集計によるため、見込値が算出できない。

(※2) 年度始めと年度末に実施する調査の結果によるため、見込値が算出できない。

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
<p>より多くの人に居場所活動に参加してもらえるよう、介護予防教室の開催時にチラシを配布するとともに、デジタルサイネージやSNS等の各種広報媒体を活用し、高齢者居場所づくり事業について積極的に周知・啓発します。</p> <p>また、本市職員が居場所に出向く機会を増やし、居場所ごとのニーズや課題把握を行うことで、居場所の継続的な運営と拡充を図ります。</p>					
目標	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	居場所への参加者実人数	(人)	3,800	4,000	4,200
	主観的健康感の維持向上率	(%)	92.6	92.7	92.8

(2) 居場所との連携事業

事業の概要					
高松市内3医師会連合会、高松市歯科医師会、医療系大学等及び民間事業者と連携し、医師・学生・民間事業者を居場所に派遣し、健康講座や口腔ケア、学生との交流活動、民間事業者ならではの講座を実施し、高齢者の介護予防と生活の質の向上を図ります。					
課 題					
実施内容が固定化しないよう、地域のニーズやその時々状況に応じた内容を取り入れ、居場所活動の充実を図ることが必要です。					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	医師派遣件数	(件)	7	7	9
	歯科医師派遣件数	(件)	5	7	6
	医療系大学学生派遣件数	(件)	7	13	24
	民間事業者派遣件数	(件)	48	50	52

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性	
介護予防効果を高めるとともに、健康意識の醸成を図るため、各事業者との連携を密にし、内容の充実を図ります。	
また、アンケート調査を実施し、参加者の感想や意見を翌年度以降の講座内容に反映させます。	



(3) ふれあいの場の確保

事業の概要								
老人福祉センター、老人いこいの家、介護予防拠点施設等、既存の市有施設を有効活用し、地域住民の交流・レクリエーションのほか、高齢者同士や世代間交流の場を確保します。								
課 題								
地域住民が利用しやすい環境を整備することが必要です。								
実績	区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*		
	老人福祉センター(1か所) 「ふれあい福祉センター勝賀」	延べ利用者数	入浴	(人)	6,667	6,557	6,200	
			集会室	(人)	5,874	7,547	8,565	
			テニスコート	(人)	2,364	2,791	2,533	
			機能回復 訓練室	(人)	13,218	16,590	16,091	
			図書館・ 児童室	(人)	1,087	1,318	1,428	
			娯楽室	(人)	0	0	240	
	老人いこいの家 (9か所)	居場所づくり事業 の実施場所	(か所)	6	7	7		
		延べ利用者数 (9か所の合計)	(人)	5,319	6,826	7,709		
	介護予防拠点施設 (2か所)	香南ふれあい館 延べ利用者数	(人)	495	588	688		
香南地域ふれあい センター 延べ利用者数		(人)	477	634	568			

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性

利用者が固定化する傾向にあるため、これまで利用したことのない地域住民への情報提供や、利用促進のための周知・啓発について検討します。また、地域住民の主体的な活動の場として活用されるよう、定められた財源を有効に活用し、施設整備に努めます。



3 健康づくりの推進

高齢化の進行に伴い、がん、循環器疾患、糖尿病等の更なる増加が予測される中で、健康寿命の延伸に向けた取組が重要となっており、各種健康診査・がん検診等の受診率向上に向け、受診しやすい環境づくりや効果的な受診勧奨等に努める必要があります。

これまで、生活習慣病対策としての保健事業と、フレイル対策としての介護予防は制度ごとに実施されていましたが、令和元（2019）年5月に関係法令が整備され、高齢者の保健事業と介護予防が一体的に実施されることとなりました。

本市では、医療と介護の情報を連携して分析し、関係課がそれぞれに実施している事業を一体的・効率的に実施する方策を企画・調整した上で、地域の高齢者の居場所等における健康相談・健康教育等や、健診結果等を活用した保健指導を行うことで、介護予防、疾病予防及び重症化予防に取り組みます。

また、高齢者は、感染症に対する抵抗力が弱いことから、感染症の正しい知識の普及に努め、まん延防止を図るため、広報高松やリーフレット等を活用して予防の啓発を行うほか、高齢者を対象に、インフルエンザ等の予防接種や、各地区巡回による結核健康診断を実施するなど、感染症予防対策の充実を図ります。

【主な取組】

- ① 生活習慣の改善
- ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- ③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- ④ 感染症予防対策

【数値目標】

区 分		実績値	目標値		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定健康診査受診率※	(%)	43.9	45.0	48.0	51.0
後期高齢者医療健康診査受診率	(%)	48.9	51.0	52.0	54.0
高齢者(65歳以上)のインフルエンザ予防接種接種率	(%)	59.4	63.9	63.9	63.9

※特定健康診査の対象者は、高松市国民健康保険被保険者に限ります。

(1) 生活習慣の改善

事業の概要
<p>「栄養・食生活・食育」を始め、「身体活動・運動」、「こころの健康・休養」、「飲酒」、「喫煙」、「歯・口腔の健康」等の生活習慣について、健康づくりの行動目標を設定し、壮年期から老年期に継続した主体的な健康づくりを推進します。</p> <p>また、健康づくりの情報について、広報高松・本市ホームページを始めとする各種広報媒体を活用するほか、各種イベントなどの機会に合わせ、普及啓発を図ります。</p>
課題
<p>市民の健康づくり意識の向上を図り、生活習慣の改善につなげる必要があります。</p>
実績
<ul style="list-style-type: none">■生活習慣改善に向けた取組<ul style="list-style-type: none">・糖尿病予防教室、慢性腎臓病（CKD）予防教室、運動教室等の開催・主食、主菜、副菜が揃ったバランスのよい食事の啓発・野菜の摂取に向けた啓発・ウォーキングの普及啓発（市内 44 地区のウォーキングマップ活用）■高齢者のフレイル予防に向けた取組<ul style="list-style-type: none">・介護予防教室等の開催・「のびのび元気体操」の普及・啓発■こころの健康づくりに向けた取組<ul style="list-style-type: none">・こころの健康セミナーの開催・飲酒に関する知識の普及・啓発
今後の方向性
<p>新型コロナウイルス感染症により大きく変化した生活様式に合わせ、関係機関等と連携し、市民が主体的に健康づくりに向き合えるように取り組んでいきます。かがわ健康ポイント事業「マイチャレかがわ!」、WEB・SNSなどを活用した、健康づくりの情報発信などを検討していきます。</p>

(2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

事業の概要							
<p>がん検診の受診率向上につながるよう、効果的な受診勧奨や周知・啓発を行うとともに、受診しやすい環境づくりを推進します。</p> <p>また、生活習慣病を発症させる原因の一つである内臓脂肪に着目した特定健康診査や特定保健指導*等に取り組み、生活習慣病の発症予防と重症化予防を推進します。</p>							
課 題							
<p>がん検診・特定健康診査については、市民が受診しやすい環境の整備や、地域や職域における啓発、未受診者に対する再勧奨等に取り組み、更なる受診率の向上に努めることが必要です。</p> <p>また、より効果的・効率的な生活習慣病の重症化予防に取り組むことが必要です。</p>							
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
	がん検診受診率	胃がん	(%)	53.2	53.4	59.4	
		大腸がん	(%)	52.6	55.1	58.6	
		肺がん	(%)	58.3	59.7	62.8	
		子宮頸がん	(%)	57.6	63.3	65.5	
		乳がん	(%)	54.1	61.0	62.2	
	特定健康診査	受診人数	(人)	24,195	22,978	-	
		受診率	(%)	43.5	43.9	-	
	後期高齢者医療健康診査	受診人数 (人間ドック 受診者含む)	(人)	25,124	27,681	-	
		受診率	(%)	45.9	48.9	-	
	特定保健指導	実施者数	(人)	721	645	-	
		実施率	(%)	24.0	23.5	-	

※「-」は算出不可



今後の方向性

がん検診の受診率向上のために、WEBやSNS等を活用した事業の周知・啓発を実施します。かがわ健康ポイント事業「マイチャレかがわ！」の普及を図り、検診受診で健康ポイントをためるなど、継続した受診行動につながるよう啓発を行います。

特定健康診査の受診率を上げるため、引き続き、広報高松や本市ホームページに加え、SMS 配信及びはがき発送で未受診者勧奨を行います。

後期高齢者医療健康診査の受診率を向上させるため、健診受診状況等から行動変容の可能性が高い対象者を抽出し、効果的な未受診者勧奨を行います。

特定保健指導については、参加勧奨通知及び未利用者に対する勧奨訪問に努めるとともに、特定健康診査時に配布するパンフレットに、特定保健指導についても掲載し、意識付けを行っていきます。

目標	区 分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
	がん検診	受診率	(%)	61.6	61.9	62.2
特定健康診査	受診率	(%)	45.0	48.0	51.0	
後期高齢者医療健康診査	受診率	(%)	51.0	52.0	54.0	
特定保健指導	実施率	(%)	30.0	36.0	42.0	

※「特定健康診査」及び「特定保健指導」の対象者は、高松市国民健康保険被保険者に限ります。

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

事業の概要

生活習慣病対策としての保健事業（医療保険）とフレイル対策としての介護予防（介護保険）については、高齢者の特性や地域の健康課題に応じて行うため、令和2（2020）年10月から、関係機関等が連携して一体的に実施しています。

[主な対象事業]

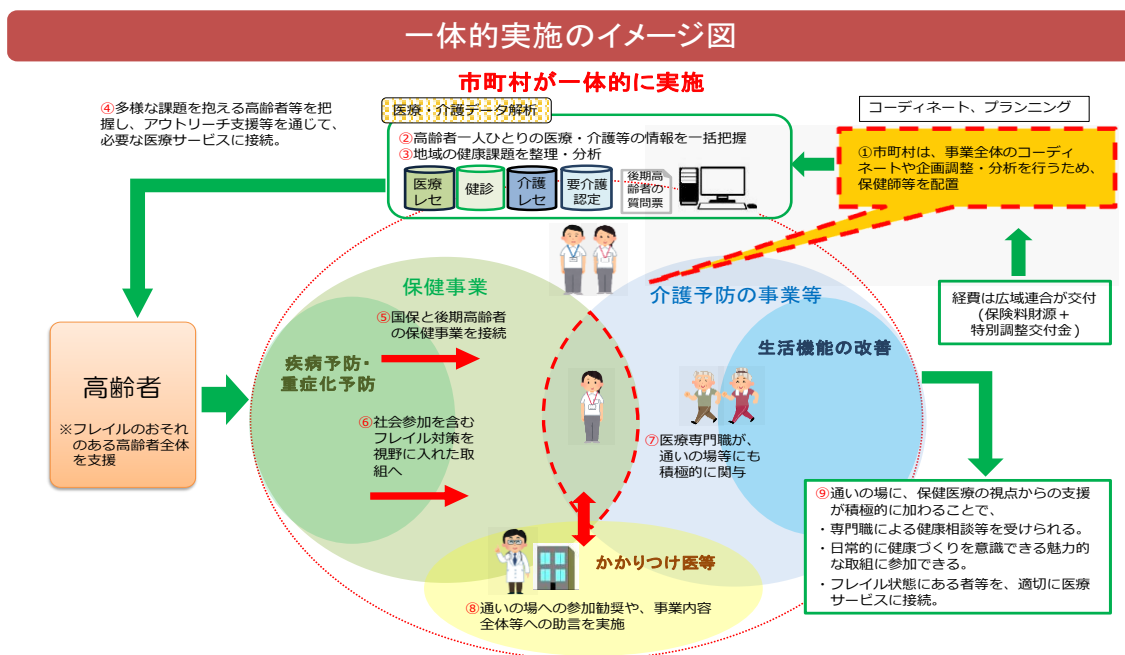
- ・ハイリスクアプローチ（高齢者に対する個別支援）
 - ① 糖尿病性腎症重症化予防事業
 - ② COPD（慢性閉塞性肺疾患）*重症化予防事業
- ・ポピュレーションアプローチ*（通いの場への積極的な関与等）
 - ① 高齢者の居場所における健康相談・健康教育
 - ② 運動習慣獲得のための出前健康教室
 - ③ 健康診査質問票を活用した介護予防教室への参加勧奨

課題

全庁的に高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の目的を共有し、地域全体で高齢者を支えるという「地域づくり・まちづくり」の視点を持って取り組む必要があります。

今後の方向性

医療・介護・保健事業等の情報を、一体的に分析し、高齢者一人一人や地域の健康課題を把握した上で、高齢者の心身の多様な課題やニーズを踏まえた、きめ細やかな支援を行います。



※資料：厚生労働省ホームページに掲載している一体的実施のイメージ図

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000946705.pdf>) を加工して作成

(4) 感染症予防対策

事業の概要							
高齢者のインフルエンザなど、国の施策に基づく予防接種を実施するとともに、感染症の発生の予防及びまん延の防止のため、感染症の情報の公表や正しい知識の普及を促進します。							
課題							
<p>高齢者は、感染症に対する抵抗力が弱い人が多いことから、予防接種等の勧奨や感染症の正しい知識の普及が必要です。特に結核患者においては、高齢者の割合が高く、自覚症状や結核特有の呼吸器症状が出にくい場合もあることから、医療機関や市民に対し、結核についての知識を普及する必要があります。</p> <p>また、予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、高齢者等を守るためにも全年齢層に向けて感染症予防の意識啓発が必要です。また、関係機関と連携を図り、まん延予防のための周知・啓発や発生時の迅速な対応により、感染拡大を防ぐことが重要です。</p>							
実績	区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*	
	高齢者(65歳以上)のインフルエンザ予防接種	接種人数	(人)	70,637	71,151	70,800	
		接種率	(%)	57.2	59.4	59.1	
	結核集団検診	受診人数	(人)	12,805	12,751	12,447	
		受診率	(%)	10.7	10.6	10.4	
	感染症の正しい知識の普及に向けた取組						
	結核対策医師研修会 出前講座 社会福祉施設長等結核・感染症研修会 結核対策会議 感染症予防対策連絡会	開催回数	(回)	0	0	1	
			(回)	0	2	4	
			(回)	0	2	2	
			(回)	0	0	1	
(回)			0	0	0		

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性						
<p>本市ホームページや広報高松等での周知・啓発に加え、社会福祉施設長等への感染症研修会を開催し、感染症に関する正しい知識の普及を進めます。</p> <p>結核については、結核対策医師研修会や結核対策会議、関係機関の職員を対象にした研修会を開催するとともに、結核予防週間*に合わせてSNSを活用した啓発活動等を行います。</p> <p>また、新たな感染症の発生時に迅速な対応ができるよう、日頃から関係機関との連携を密にして、支援・応援体制を構築します。</p> <p>今後は、国の施策に基づく予防接種を実施する等、感染症の発生の予防及びまん延の防止に取り組みます。</p>						
目標	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	高齢者(65歳以上)のインフルエンザ予防接種接種率	(%)	63.9	63.9	63.9	

4 社会参加・生きがいつくりの促進

団塊の世代が、今後更に高齢化していくことから、ボランティア活動や就労的活動など、高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することが期待されます。

本市では、高齢者の生きがいつくりや社会参加を促進するため、老人クラブ活動を支援するほか、高齢者同士や世代間の交流、高齢者と地域の交流を図る事業を実施しています。

また、高齢者の経験や技術を生かして、就労の機会を拡大するため、シルバー人材センターの運営支援や、高齢者雇用についての企業への啓発等を行っています。

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく生きがいのある生活を送ることができる社会づくりのために、高齢者が長年培ってきた優れた技術や経験、知識等の持てる力を発揮できる活躍の場、社会参加の場の確保が必要です。

【主な取組】

- ① 老人クラブ
- ② シルバー人材センター
- ③ 敬老事業
- ④ 学校・地域連携システム推進事業
- ⑤ 共助の基盤づくり事業
- ⑥ 拠点施設における各種講座の実施
- ⑦ 生涯スポーツの普及振興
- ⑧ 保育所・認定こども園・幼稚園における高齢者との世代間交流
- ⑨ 学校教育推進事業
- ⑩ 高松市市民活動センター
- ⑪ 生涯学習コーディネーター養成講座

【数値目標】

区 分	実績値		目標値	
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
多世代交流を実施している割合(居場所) (%)	12.4	12.4	12.6	12.8
シルバー人材センター会員の就業実人数 (人)	1,026	1,000	1,000	1,000



(1) 老人クラブ

事業の概要					
<p>高齢者の生きがいづくりや社会活動への参加を促進するため、老人クラブへの加入を促進します。また、老人クラブの自主性を最大限に尊重しながら、高齢者の多様なニーズに応じたスポーツ・教養活動のほか、社会貢献の担い手として、一人暮らし高齢者や高齢者施設等を訪問する友愛訪問活動などのボランティア活動や各種活動を企画・指導する人材育成を促進するなど、老人クラブ活動を支援します。</p>					
課 題					
<p>高齢者人口は増加している一方、老人クラブ数及び会員数が減少しています。高齢者が様々な活動に取り組むことができる場の一つとして、老人クラブ活動への支援が必要です。</p>					
実績	<p>■老人クラブへの加入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位クラブを中心とする加入促進活動の実施 ・いきいき大学受講者のうち未加入者への加入促進 ・広報高松等の媒体を活用 <p>■老人クラブ活動内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ連合会運営・活動事業補助、単位老人クラブ活動助成 ・グラウンド・ゴルフ等の多様なスポーツ活動の展開 ・交通安全指導者研修会を通じた指導者の育成 ・情報提供等の機会拡大による活動支援 <p>■老人クラブ活動を企画・指導する人材育成の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種活動を企画・指導する人材を育成する事業等の企画 ・指導者研修会を通じた人材育成の促進 ・いきいき大学を通じた地域福祉のリーダー養成の促進（健康・文化・生活の3学科） 				
	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	単位クラブ数	(団体)	303	274	252
	会員数	(人)	13,885	12,439	11,250

今後の方向性	
<p>高齢者人口は増加している一方、老人クラブの会員数は減少しています。老人クラブの認知度を向上させるため、広報・周知活動を積極的に行い、会員の加入促進の支援を行うとともに、ボランティア活動等の社会貢献活動を行うことのできる人材育成の支援に努めます。</p>	

(2) シルバー人材センター

事業の概要					
高齢者の経験や技術を生かして、生きがいづくりや社会参加、社会貢献の機会を求めている高齢者の就労の機会を拡大するため、高齢者に臨時・短期的な就業の場を提供しているシルバー人材センターの運営を支援します。					
拠点	対象地区		住所		
本部事務局	下記の地区を除く区域		高松市西宝町一丁目 9-20		
南部地区センター	香川町・香南町・塩江町		高松市香川町浅野 1256-1 香川地域保健活動センター		
東部地区センター	牟礼町・庵治町		高松市牟礼町牟礼 216-1 高松市社会福祉協議会牟礼支所内		
国分寺地区センター	国分寺町		高松市国分寺町新居 1298 高松市国分寺総合センター内		
課 題					
社会環境の変化や高齢者の余暇ニーズの多様化や、就業年齢の上昇等により、会員数が減少傾向にあるため、就業メニューを更に充実させるとともに、事業主体の運営の活発化が求められています。					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	シルバー人材センター会員数	(人)	1,518	1,443	1,339
	シルバー人材センター受注件数	(件)	17,113	16,053	15,379
	シルバー人材センター会員の就業実人数	(人)	1,090	1,026	1,000
(★令和5年 12 月末現在の年度末見込)					
今後の方向性					
社会環境の変化や高齢者の就労ニーズの多様化により会員数が減少傾向にあるため、就業のメニューを更に充実させる支援を行うとともに、高齢者雇用についての企業への啓発等、事業主体の運営の活発化を引き続き支援します。					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	シルバー人材センター会員数	(人)	1,340	1,340	1,340
	シルバー人材センター会員の就業実人数	(人)	1,000	1,000	1,000

(3) 敬老事業

事業の概要						
<p>敬老の日を中心として、88歳・100歳及び男女最高齢者に祝品を贈呈するなど、高齢者の長寿を祝うほか、代表者へ高齢者訪問を実施します。各地域では高齢者を対象に、地域コミュニティ協議会が実施主体となり、地域独自の敬老会式典等を実施し、敬意の意を啓発します。</p>						
課題						
<p>敬老会式典等については、地域ごとに実施されているため、地域の特性に応じた円滑な実施に向けての支援が必要です。</p>						
実績	区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
	敬老会式典	実施地区	(か所)	0	0	9
	敬老祝品	最高齢者・男	(歳)	109	105	105
		最高齢者・女	(歳)	109	110	111
		88歳祝品贈呈件数	(人)	2,372	2,169	2,304
100歳祝品贈呈件数		(人)	156	149	175	
今後の方向性						
<p>高齢者の増加に伴う事業費の増加及び平均寿命の延長を踏まえ、将来的に敬老事業の在り方を検討する必要があります。</p>						

(4) 学校・地域連携システム推進事業

事業の概要

学校や子どもたちが抱える課題が複雑化・困難化する中で、学校と地域との関係を更に強固にし、「地域とともにある学校」として、学校が地域と連携・協議していく学校運営協議会を設置することにより、児童生徒の規範意識の醸成に努めるとともに防災や文化活動において地域に貢献します。

地域の高齢者にも、委員として学校運営協議会に参加していただくことで、高齢者の社会参加を推進します。

課 題

学校運営協議会の役割について、地域に広く周知し、地域の高齢者が参加しやすい環境整備に努める必要があります。

今後の方向性

継続事業として、引き続き学校運営協議会体制の充実を促進していきます。

学校運営協議会の体制充実を図る中で、地域の高齢者の参画を促進し、地域の教育力を生かしながら、子どもの健全育成を目指します。

目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	学校運営協議会設置率	(%)	100.0	100.0	100.0



(5) 共助の基盤づくり事業

事業の概要					
<p>年齢や性別、生活環境にかかわらず、身近な地域において誰もが安心して生活が維持できるよう、ボランティア活動を実施する団体（各地区社会福祉協議会）に対し、助成金を交付します。また、地域サービスを支える人材養成業務を、高松市社会福祉協議会に委託し、地域サービスの担い手の確保・育成を支援します。</p>					
課題					
<p>ボランティアの高齢化、新たな人材の確保や後継者不足が課題です。また、感染症等の影響により、地域のボランティア活動自体が一定期間中断されたため、活動を再開することが難しい地域に対しては支援が必要です。</p>					
実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	実施箇所数	(か所)	－	24	33
(★令和5年12月末現在の年度末見込)					
今後の方向性					
<p>引き続き、地域住民相互の共助の活性化に向け、地域サービスの担い手（ボランティア等）の確保や、地域サービスを支える基盤となる組織の育成を行います。</p> <p>また、未実施の地域においてはボランティア活動が実施できるよう、地域へ出向くなど支援していきます。</p>					
目標	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施箇所数	(か所)	34	35	36

(6) 拠点施設における各種講座の実施

事業の概要						
<p>高齢者の生涯学習への積極的な参加を促進するため、生涯学習センターにおいて各種講座を開催するとともに、本市ホームページに当該講座情報を掲載します。また、コミュニティセンターにおいてコミュニティセンター講座を開催するなど、高齢者の生きがいづくりと社会活動への参加を促進します。</p> <p>◇生涯学習センターにおける各種講座の実施 ◇コミュニティセンターにおける各種講座の開催 ◇本市ホームページでの生涯学習センター実施講座の紹介や講座レポート（まなびCANレポート）等の掲載による情報発信</p>						
課 題						
<p>高齢者の生きがいづくりや生涯学習への積極的な参加を図るため、受講者のニーズを的確にとらえる必要があります。</p>						
実績	区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	生涯学習センター主催講座	専門講座・開催数	(回)	2	4	0
		専門講座・受講者数	(人)	258	204	0
		子ども教室・開催数	(回)	10	10	10
		子ども教室・受講者数	(人)	102	93	160
		市民の学習成果発表の場・開催数	(回)	11	14	17
		市民の学習成果発表の場・受講者数	(人)	235	108	132
		その他・開催数	(回)	126	236	214
		その他・受講者数	(人)	3,167	4,040	4,965
	公共施設利用総合情報システム*等の活用状況	公共施設利用総合情報システム予約件数	(件)	3,716	4,611	3,958
ホームページのアクセス数		(件)	174,384	193,356	208,484	

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性

高齢者の生涯学習への積極的な参加を促進するため、引き続き各種講座を開催するほか、本市ホームページやインスタグラム等による情報発信を行います。

(7) 生涯スポーツの普及振興

事業の概要						
スポーツ・レクリエーションの各種大会への、高齢者の参加を推進し、高齢者の生涯スポーツの普及振興と健康増進を図ります。						
課 題						
スポーツ・レクリエーションの各種大会への参加を推進するなど、高齢者の運動機会を創出することが重要です。特に、これまで参加したことがない高齢者への働きかけが求められます。						
実績	区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
	トリムの祭典	参加者数	(人)	中止	4,000	1,666
	高松スポーツ・健康感謝祭	参加者数	(人)	中止	2,280	4,130
	高松市老人クラブ連合会 スポーツ大会	参加者数	(人)	中止	949	858
	高松市さわやか アジャタ大会	参加 チーム数	(チーム)	中止	12	17
	高松市ダイヤゾーン・ ボール大会	参加 チーム数	(チーム)	中止	23	24
	高松市 60 歳以上男子 スローピッチソフトボール 大会	参加 チーム数	(チーム)	9	9	中止

今後の方向性	
<p>高齢者の運動機会を創出するため、高齢者が参加できるイベントの充実や各種大会への参加を促進します。</p> <p>各種大会の実施に当たり、参加資格要件の緩和の検討や、各地区のスポーツ推進委員等からの周知及び働きかけにより、新規参加者数及び参加チーム数の増加につなげていきます。</p>	

(8) 保育所・認定こども園・幼稚園における高齢者との世代間交流

事業の概要						
<p>児童が高齢者施設を訪問し交流したり、地域に住む高齢者を運動会や夕涼み会などの保育所・認定こども園・幼稚園の行事に招待したり、一緒に野菜の苗植えや収穫をすることにより交流を深めます。</p> <p>また、伝承あそびを一緒に楽しんだり、伝統料理を一緒に作るなど、核家族ではなかなかできない体験を味わい、高齢者と児童のふれあいを深めます。</p>						
課 題						
<p>保育所・こども園・幼稚園で感染症等が流行した場合、開催の判断が難しいケースがみられます。また、高齢者施設等がない地域での交流が難しい状況です。</p>						
実績	区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	世代間交流事業 (公立保育所・ こども園)	実施施設数	(か所)	15	15	15
		延べ実施回数	(回)	45	59	91
		延べ参加者数 (児童・高齢者)	(人)	2,335	2,823	4,537
	地域に開かれた 幼稚園づくり 推進事業 (公立幼稚園)	実施施設数	(か所)	19	19	19
		延べ実施回数	(回)	19	26	35
		延べ参加者数 (児童・高齢者)	(人)	534	821	860
	世代間のふれあ い活動を行う 私立保育施設に 対する補助	私立保育施設数	(か所)	32	34	37

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性

世代間交流は、高齢者にとって自らの経験や知識を生かせる社会活動の場であると同時に、児童にとっても高齢者施設の訪問や地域の老人会との交流等を通じて社会性を育む機会となっているため、事業の継続及び参加者の増加に努めます。

(9) 学校教育推進事業

事業の概要					
全市立小・中学校を対象に、活動経費を補助するとともに、総合的な学習の時間*において、高齢者との世代間交流や老人ホームでの介護体験学習などを計画している学校に対して、高齢者と児童生徒相互が共に学び合える場、理解を深めることのできる場となるよう指導します。					
課 題					
新たな人材や協力施設の確保等、より充実した学習の場に向けての調整が必要です。					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	補助件数	小学校	47校1分校	47校	47校2分校
		中学校	22校1分校	22校1分校	22校2分校

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性				
地域の人材を有効活用し、児童生徒の体験活動の充実を図りながら、探究的な学習を推進します。				


(10) 高松市市民活動センター

事業の概要					
<p>瓦町 FLAG8階の高松市市民活動センターにおいて、市民及び市民活動団体、地域コミュニティ協議会などの社会貢献活動（市民活動）の促進を図り、市民活動の中間支援組織としての機能を高め、センター事業の充実や効果的な情報発信を行うなど、市民活動及びセンターの利用促進を図ります。</p>					
課題					
<p>市民活動の促進を図り、協働によるまちづくりを推進するため、中間支援組織としての機能強化が必要です。</p> <p>また、多様な主体との連携・協働による地域課題の解決のため、ネットワークづくりやコーディネータ力の強化が必要です。</p>					
実績	<ul style="list-style-type: none"> ■各種媒体を利用した情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・情報誌発行、メールマガジン配信、ホームページ・SNS等 ■コーディネート事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり学校 ・たかまつソーシャルビジネス支援ネットワーク等 ■各種講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動支援講座、市民活動紹介講座 ■相談事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア、NPO、補助金申請等に関する相談 ■市民活動センター年間総利用者数 				
	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	年間総利用者数	(人)	13,156	13,622	16,000

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
<p>市民活動の中間支援組織である市民活動センターにおいて、市民活動に関する情報収集・提供、相談事業、活動支援講座等を行うなど効果的な支援を行い、市民活動の促進を図ります。</p> <p>また、センターの持つコーディネート機能を生かし、市民活動団体、地域コミュニティ協議会、企業等、多様な主体が参画・協働するまちづくりの取組を推進します。</p>					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	年間総利用者数	(人)	17,000	18,000	19,000

(11) 生涯学習コーディネーター養成講座

事業の概要					
各コミュニティセンターにおいて、生涯学習を推進・援助する人材の養成を図り、生涯学習を推進するため、「生涯学習コーディネーター養成講座」を開催します。					
課 題					
地域における生涯学習をより一層推進するため、講座内容の充実を図り、受講者を増やすことが必要です。					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	開催回数	(回)	6	12	11

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性				
引き続き、生涯学習コーディネーター養成講座を開催し、地域の生涯学習をコーディネートするキーパーソンを養成します。				


1 包括的な相談・支援体制の推進

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護保険サービスだけでなく、様々なニーズに対応した生活支援サービスや、地域の多様な人材を生かした見守り体制が重要であり、そのために、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要です。

また、近年では、頼れる親族がない高齢者の終活に関する悩みや、育児と介護の「ダブルケア」やひきこもりの子と高齢の親が同居する世帯の貧困や孤立といった「8050問題*」、18歳未満の子どもが家族のケアを日常的に行っている「ヤングケアラー」等、高齢者を取り巻く地域生活課題は複雑化・複合化しており、複数の課題を抱えている世帯も多くみられます。

このような状況から、生活状況に応じて必要な福祉サービスが利用できるよう、介護保険以外の様々な在宅福祉サービスを実施しているほか、介護者が安心して在宅介護ができるよう、介護者の生活・人生の質の向上という視点から、不安を解消するとともに、効果的なサービス提供等の支援につなげることが重要です。

また、暮らしのどんな困りごとにも対応できる仕組みづくりのため、多機関が協働で支援を行う際の、「まるごと福祉相談員」による相談支援コーディネートや、まるごと福祉会議等を通じた、支援機関同士の情報共有・ネットワーク構築を推進し、制度・分野の枠、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

【主な取組】

- ① 相談支援体制の充実
- ② 生活支援・介護予防サービス提供体制構築事業
- ③ 高齢者のための在宅福祉サービス
- ④ 地域で支えあう見守り活動に関する協定

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住民主体によるサービス（サービスB）を提供している地区数（地区）	28	32	36	40
まるごと福祉相談員のアウトリーチ（地域で情報収集・個別訪問等）件数（件）	11,035	17,972	18,844	19,172
介護相談専用ダイヤルの相談件数（件）	505	515	515	515
見守り協定締結事業者数（事業者）	98	100	101	102

(1) 相談支援体制の充実

事業の概要						
<p>相談者の属性・世代・相談内容にかかわらず、包括的に相談を受け止め、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行います。</p> <p>また、受け止めた相談のうち、解決が難しいものについては、適切な関係機関等と連携を図りながら支援を行います。</p>						
拠点			内容			
総合センター（6か所）			生活全般に関わる手続（戸籍・住民票・税・介護保険等） 制度・分野にかかわらず福祉の相談を受け、支援機関へつなぐ「つながる福祉相談窓口」 ※市民相談コーナー（市役所1階）においても実施			
地域包括支援センター（7か所） 【ランチ】老人介護支援センター（27か所）			高齢者の日常生活や介護に関する包括的な支援			
こども家庭センター（8か所）			妊娠期から子育て期にわたる世代の包括的な支援			
自立相談支援センターたかまつ（1か所）			生活困窮者の就労及び日常生活の課題解決に向けた支援			
基幹相談支援センター（8か所）			障がい者の地域での生活における相談支援			
在宅医療支援センター（1か所）			在宅医療に関する相談支援			
高松市社会福祉協議会			複合的な課題を抱える相談者等を支援する「まるごと福祉相談員」			
高松市社会福祉協議会 権利擁護センター			判断能力が十分でない人の「日常生活自立支援事業*」や「成年後見制度*」の相談支援 死後の事務を親族に代わって執り行う「見守りあんしんサポート事業」			
たかまつ介護相談専用ダイヤル			高齢者に関する介護や生活等の相談支援（24時間365日対応）			
課題						
高齢者やその家族等を取り巻く様々な相談や潜在的なニーズ、地域の課題等に対し、適切に支援を行うことができるよう、各分野の関係機関の連携を強化し、総合的に対応できる仕組みづくりが必要です。						
実績	区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	たかまつ介護相談専用ダイヤル	相談件数	(件)	471	505	515
（★令和5年12月末現在の年度末見込）						
今後の方向性						
引き続き、各分野の関係機関の連携を強化し、総合的に対応できる仕組みづくりに取り組んでいきます。						
目標	区分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
	たかまつ介護相談専用ダイヤル	相談件数	(件)	515	515	515

【高松市内の相談機関一覧】

■総合センター

名称	住所	電話番号
牟礼総合センター	高松市牟礼町牟礼 302-1	087-845-2111
山田総合センター	高松市川島本町 191-10	087-848-0165
仏生山総合センター	高松市仏生山町甲 218-1	087-889-4907
香川総合センター	高松市香川町川東上 1865-13	087-879-3211
勝賀総合センター	高松市香西南町 476-1	087-882-7770
国分寺総合センター	高松市国分寺町新居 1298	087-874-1111

市役所本庁においても「つながる福祉相談窓口」を設置し、福祉の総合相談を受け付けています。

名称	住所	電話番号
市民相談コーナー(市役所1階)	高松市番町一丁目 8-15	087-839-2377

■地域包括支援センター

名称	住所	電話番号	
地域包括支援センター	高松市桜町一丁目 9-12	087-839-2811	
サブセンター	仏生山	高松市仏生山町甲 218-1	087-889-7788
	山田	高松市川島本町 191-10	087-848-6451
	勝賀	高松市香西南町 476-1	087-882-7401
	牟礼	高松市牟礼町牟礼 302-1	087-845-5711
	国分寺	高松市国分寺町新居 1298	087-874-8961
地域包括支援センター香川	高松市香川町川東上 1865-13	087-879-0991	

老人介護支援センターでも、高齢者の日常生活や介護に関する相談を受け付けています。

名称	住所	電話番号
老人介護支援センター	市内 27 か所(巻末資料 P183 参照)	同左

■こども家庭センター

名称	住所	電話番号
こども女性相談課	高松市番町一丁目 8-15	087-839-2384
高松市保健センター	高松市桜町一丁目 9-12	087-839-2363
高松市仏生山保健センター	高松市仏生山町甲 218-1	087-889-7772
勝賀保健ステーション	高松市香西南町 476-1	087-882-7971
牟礼保健ステーション	高松市牟礼町牟礼 302-1	087-845-5249
香川保健ステーション	高松市香川町川東上 1865-13	087-879-0371
国分寺保健ステーション	高松市国分寺町新居 1298	087-874-8200
山田保健ステーション	高松市川島本町 191-10	087-848-6581

■自立相談支援センター

名称	住所	電話番号
自立相談支援センターたかまつ	高松市番町二丁目 1-1 NTT 番町ビル 1階	087-802-1081

■基幹相談支援センター(中核拠点1か所、地域拠点7か所)

名称	住所	電話番号	
高松市障がい者基幹相談支援センター(中核拠点)	高松市福岡町二丁目 24-10	087-880-7012	
地域拠点	障害者生活支援センターたかまつ	高松市田村町 1114	087-815-0330
	地域生活支援センターこだま	高松市木太町 1997-3	087-802-1036
	障害者生活支援センターあい	高松市前田東町 585-21	087-847-1021
	障害者地域生活支援センターほっと	高松市川島東町 1914-1	087-840-3770
	障害者相談支援センターりゅううん	高松市仏生山町甲 2436-1	087-815-5266
	地域活動支援センタークリマ	高松市牟礼町原 883-16	087-845-0335
	相談支援事業所ライブサポートセンター	高松市岡本町字上新開 60-1	087-815-7871

■在宅医療支援センター

名称	住所	電話番号
在宅医療支援センター	高松市番町一丁目 8-15	087-839-2344

■高松市社会福祉協議会

名称	住所	電話番号
高松市社会福祉協議会(本所)	高松市福岡町二丁目 24-10	087-811-5888
高松市社会福祉協議会(香川支所)	高松市香川町大野 450	087-879-8021

■権利擁護センター

名称	住所	電話番号
高松市社会福祉協議会権利擁護センター(中核機関*)	高松市福岡町二丁目 24-10	087-811-5250

■たかまつ介護相談専用ダイヤル

名称	電話番号
たかまつ介護相談専用ダイヤル(24時間365日対応)	0120-087294



(2) 生活支援・介護予防サービス提供体制構築事業

事業の概要					
<p>介護予防・日常生活支援総合事業*における訪問型・通所型サービスを始めとした生活支援・介護予防サービスについて、支援が必要な高齢者のニーズに対応するため、生活支援コーディネーターの配置や協議体での検討を通じて、多様な主体による様々なサービスの提供体制を構築・推進し、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯など地域における見守りや生活支援が必要な人に対し、住民主体によるサービス提供の取組を推進します。</p>					
課題					
<p>従来と同等のサービスを提供しつつ、多様なサービスへの事業所等の参画や利用者の利用促進を図るとともに、担い手の確保に向けた取組が必要です。</p>					
実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	住民主体によるサービス(サービスB)を提供している地区数	(地区)	27	28	28
	【参考】 住民主体の支え合いの取組を行っている地区数※	(地区)	22	22	23

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
<p>多様なサービスへの事業所等の参画や利用者の利用促進を図るとともに、引き続き生活支援コーディネーターによる支援を行いながら、住民主体による地域での支え合いの体制づくりを推進します。</p>					
目標	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	住民主体によるサービス(サービスB)を提供している地区数	(地区)	32	36	40
	【参考】 住民主体の支え合いの取組を行っている地区数※	(地区)	25	27	29

※サービスBを除く

(3) 高齢者のための在宅福祉サービス

事業の概要	
<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険以外の高齢者サービスとして、様々な在宅福祉サービスを実施し、在宅生活を支援します。</p>	
事業名	内容
特別あんしん見守り事業	<p>老人介護支援センターの職員等が、特に定期的な見守り支援が必要な在宅の一人暮らし高齢者等を対象に、週1回の見守り活動を行います。</p>
軽度生活援助事業	<p>日常生活において、援助が必要な一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に、シルバー人材センターの援助員による自宅周りの清掃、食材の買い物等、軽易な日常生活上の援助を提供します。</p>
あんしん通報サービス事業	<p>一人暮らし高齢者等宅に、24時間365日、日常生活等の相談に応じるサービスを備えた緊急通報装置により、急病・災害時等、緊急時における異常事態の通報と迅速な対応を図ります。</p>
配食見守りサービス事業	<p>食事の支援と、見守りが必要な一人暮らし高齢者又は高齢者世帯の人を対象に、民間事業者又は社会福祉法人が弁当を配達するとともに安否確認を行い、異常時には、関係機関への連絡を行います。</p>
高齢者短期入所事業	<p>虚弱な高齢者を、在宅において養護している人を対象に、養護者が疾病・事故・冠婚葬祭などの理由で、家庭において一時的に養護できなくなった場合、高齢者に養護老人ホームにおいて一時的な期間（原則7日以内）、宿泊・食事・入浴のサービスを提供し、今後も在宅で継続した生活が送れるよう、高齢者の養護を図るとともに、養護する人の支援を行います。</p>
寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業	<p>高齢者の日常生活の支援及び家族の身体的・経済的負担の軽減のため、要介護認定を受けている高齢者や、認知症により常時おむつを必要とする高齢者、尿失禁を伴う過活動膀胱*の高齢者などを対象に、紙おむつ等を給付します。</p>
寝たきり高齢者等介護見舞金支給事業	<p>要介護4以上の認定を受けている高齢者を在宅で、常時介護する家族を支援するため、介護見舞金を支給します。</p>

課 題						
類似の事業との調整や事業の在り方の検討、対象者の要件の見直しなどを行い、真に必要な人にサービスを提供する必要があります。						
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度★	
	特別あんしん見守り事業	利用登録者数	(人)	9	4	3
		延べ利用回数	(回)	280	73	73
	軽度生活援助事業	利用登録者数	(人)	1,708	1,612	1,551
		延べ利用回数	(回)	11,179	10,340	10,271
	あんしん通報サービス事業	利用登録者数	(人)	1,327	1,259	1,227
	配食見守りサービス事業	利用登録者数	(人)	973	1,045	1,025
		延べ利用回数	(回)	33,410	39,887	36,365
	高齢者短期入所事業	延べ利用人数	(人)	20	25	25
		延べ利用日数	(日)	1,022	1,037	1,378
	寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業	登録人数	(人)	1,889	1,846	1,881
		延べ利用者数	(人)	21,138	21,341	22,576
	寝たきり高齢者等介護見舞金支給事業	支給人数	(人)	721	757	788

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性
<p>特別あんしん見守り事業やあんしん通報サービス事業については、高齢者の入所等により、利用者数は減少傾向にあります。各事業を複合的に取り組むことで引き続き見守り体制の充実を図ります。</p> <p>生活状況に応じて必要な福祉サービスを利用することができるよう、市民及び事業者等に事業を周知し、必要な人に適切にサービスが提供されるよう、円滑な事業の運営に努めます。</p>

(4) 地域で支えあう見守り活動に関する協定

事業の概要					
<p>本市、高松市民生委員児童委員連盟及び企業・団体等が、それぞれの立場で連携・協力し、高齢者等の見守り活動及び支援活動を行うことにより、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備し、地域福祉の向上に寄与することを目的として、3者の間において、地域で支えあう見守り活動に関する協定（以下「見守り協定」という。）を締結しています。</p> <p>企業・団体等の協力事業者が、通常業務の範囲において、高齢者に何らかの異変を発見した場合に、その状況を本市等へ連絡することで、高松市民生委員児童委員連盟や関係各課等と連携し、適切な対応を図ります。</p>					
課 題					
<p>見守り協定締結事業者に対し、高齢者の異変に気づくポイントを丁寧に説明するとともに、事業者からの通報があったときに迅速に対応するため、庁内連携体制を強化していくことが必要です。</p>					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	見守り協定締結事業者数	(事業者)	93	98	100
(★令和5年12月末現在の年度末見込)					
今後の方向性					
<p>関係機関が連携して高齢者等の見守り活動を行うとともに、本活動の一部として位置付けられている、消費者安全確保地域協議会としての取組を推進し、消費者被害*の未然防止・拡大防止を図ります。</p>					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見守り協定締結事業者数	(事業者)	100	101	102

2 認知症施策の推進

認知症施策については、これまで「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）*」に基づき推進されてきました。今後、認知症高齢者等の増加や、高齢者の一人暮らし世帯や夫婦のみの世帯の増加が見込まれる中で、国において、総合的な対策を推進するため、令和元（2019）年に、認知症施策推進大綱が取りまとめられ、本計画を「認知症施策推進計画」と位置付け取り組んできたところです。

令和6（2024）年1月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症の人が尊厳を保持し希望を持って暮らすことができるよう、国、地方公共団体等の責務を明らかにして認知症施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。

認知症に関する正しい知識及び認知症の人への正しい理解を深めるための普及啓発活動、家族の介護負担の軽減、本人の生きがいづくり等総合的に取り組み、認知症になっても、希望を持って住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域づくりに取り組みます。

【主な取組】

- ① 認知症バリアフリーの推進
- ② 認知症に対する正しい理解の増進
- ③ 相談支援体制の充実
- ④ 認知症の早期発見・早期対応
- ⑤ 成年後見制度の利用促進

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中支援チーム 訪問実人数 (人)	8	20	25	30
認知症サポーター養成人数 (累積)	55,850	60,700	63,700	66,700



(1) 認知症バリアフリーの推進

事業の概要						
<p>認知症の人ができる限り、地域社会で、自分らしく暮らし続けることができるまちづくりに寄与する活動（例 認知症本人の見守り、話し相手、家族に対する手助け、声かけなど）を推進するため、要件を満たす団体・グループ等を「高松市チームオレンジ」として登録します。</p> <p>また、認知症本人が集い、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、交流する機会を設けることで、仲間づくりや本人のやりたいことの実現、生きがいづくりを図ります。</p> <p>外出し、行方不明になるおそれがある在宅の認知症高齢者等を、現に介護している家族及びこれに準ずる人に対し、認知症高齢者等が行方不明になった場合に早期に発見できるよう、位置情報探索機器導入の初期費用を助成します。</p> <p>行方不明高齢者の早期発見・早期保護のため、認知症などにより高齢者等が行方不明になる事態が発生した場合に、家族からの警察への行方不明者届（捜索願）に基づき、公開情報として、民生委員・児童委員、総合センター・支所・出張所、地域包括支援センター、健康づくり推進課、コミュニティセンター、老人介護支援センター等へ情報を伝達する認知症等行方不明高齢者保護ネットワークを活用し、市全体で捜索活動を支援します。</p>						
課 題						
<p>共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、地域において認知症の人やその家族が安全にかつ安心して日常生活を営むことができる地域づくりが必要です。また、認知症本人の声を本市の取組に反映していくことも必要です。</p> <p>高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれているにもかかわらず位置情報探索機器の利用者が少ないことから、利用しやすい機器の導入を検討するとともに、本事業について、更に周知していくことが必要です。</p> <p>認知症等の高齢者が、道に迷うなどで行方不明となった際に、迅速かつ広範囲にわたり、行方不明時の情報を伝達できるメール配信システムについては、その存在を知らない、登録方法が分かりづらいなどの理由から、捜索協力員の登録が伸び悩んでいます。</p> <p>また、認知症等で行方不明になるおそれのある高齢者本人の事前登録に対して、家族などが消極的であるケースもみられ、行方不明時の早期発見と速やかな保護につなげるため、本事業と認知症についての理解が必要です。</p>						
実績	区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	チームオレンジ	新規登録数	(件)	0	1	2
	認知症本人のつどい (仮称)	実施回数	(回)	0	0	2
	認知症等行方不明 高齢者家族支援 サービス事業	助成件数	(件)	4	3	2
		登録人数	(人)	10	8	7
	認知症等行方不明 高齢者保護ネットワーク	配信登録人数 (捜索協力員)	(人)	642	656	667

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

(2) 認知症に対する正しい理解の増進

事業の概要					
<p>地域で認知症高齢者等の生活を支える取組として、地域住民・学校・企業等を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症についての正しい理解・知識の普及を促進します。</p> <p>また、認知症サポーターを対象に、認知症サポーターステップアップ講座を実施し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりの担い手として活動を推進します。</p> <p>認知症の人やその家族が、認知症の容態に応じて、適時・適切に切れ目なく、サービスを提供されるように、いつ、どこで、どのような医療・介護保険サービス等を受けることができるのか、支援機関名やケア内容を具体的に掲載した「認知症ケアパス」の普及を促進します。</p>					
課 題					
<p>より多くの人に、認知症についての正しい理解を深めていただくため、認知症サポーター養成講座を継続して開催し、幅広い年齢層のサポーターを増やすことが必要です。</p> <p>また、認知症サポーターステップアップ講座の受講者が活躍の場を広げていくことが必要です。</p>					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	認知症サポーター養成人数(累積)	(人)	53,871	55,850	58,527
	認知症サポーターステップアップ講座受講人数	(人)	13	24	26
	認知症を理解し、ボランティアとして活動する者(累積実人数)	(人)	11	45	68
	認知症ケアパス掲示場所数(累積)	(か所)	2,604	2,604	2,604
	認知症ケアパス設置場所数(累積)	(か所)	2,534	2,534	2,534
	認知症ケアパス配布数	(枚)	1,083	979	1,632
(★令和5年12月末現在の年度末見込)					
今後の方向性					
<p>認知症の人やその家族等の生活を身近なところで支えている地域住民・学校・企業などの幅広い年齢層の市民等を対象に、認知症サポーター養成講座を開催します。</p> <p>認知症サポーターステップアップ講座受講者の交流会等を通じて、活動の場の紹介やマッチング等を行います。</p> <p>認知症ケアパスを活用し、認知症に関する基礎的な情報とともに、相談先や受診先の利用方法等が、具体的に伝わるように活用していきます。</p>					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	認知症サポーター養成人数(累積)	(人)	60,700	63,700	66,700
	認知症を理解し、ボランティアとして活動する者	(人)	85	105	135

(3) 相談支援体制の充実

事業の概要						
<p>地域包括支援センターは、地域に住む高齢者等に関する様々な相談を受け止め、医療機関・介護サービス事業所等の関係機関と連携し支援を行います。</p> <p>また、認知症の相談については、地域包括支援センター及び各サブセンターに配置されている認知症地域支援推進員*などの専門職が、認知症の人やその家族の支援や関係機関につなぐなど、相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>認知症の人の介護者の負担軽減等を図るため、認知症の人やその家族が、情報交換や互いの経験を語り合う場として「ひだまり」の開催や、認知症カフェの設置・運営の支援に取り組みます。</p>						
課題						
<p>認知症地域支援推進員等が認知症の人やその家族等のニーズの把握に努め、様々な事業が有機的につながるよう支援していくことが必要です。認知症地域支援推進員の存在や役割について、更なる周知が必要です。</p> <p>認知症カフェが認知症の人やその家族にとって安心して過ごせる場となるとともに、家族の負担軽減の場となることが必要です。また、認知症初期集中支援チームや認知症カフェ等と連携を図るとともに、認知症の人やその家族のニーズの把握に努めることが必要です。</p>						
実績	区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	認知症地域支援推進員	配置数	(人)	7	8	8
	認知症地域支援推進員が受けた認知症に関する相談実績件数		(件)	400	537	242
	認知症の人を支える家族のつどい「ひだまり」事業	実施回数	(回)	8	12	12
		参加者数	(人)	73	127	243
		新規参加者の割合	(%)	32.0	27.5	19.7
認知症カフェ	設置数	(か所)	19	14	17	

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性						
<p>認知症地域支援推進員を地域包括支援センター及び各サブセンターへの配置を推進します。また、認知症初期集中支援チームや認知症カフェ等と連携し、認知症の人やその家族等への相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>認知症カフェが認知症の人やその家族にとって安心して過ごせる場となるとともに、家族の負担軽減の場となるよう、運営者同士の情報交換会等を通じて働きかけを行います。</p>						
目標	区分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
	認知症地域支援推進員が受けた認知症に関する相談実績件数		(件)	360	400	440
	認知症カフェ年間参加者数		(人)	2,470	2,730	2,990

(4) 認知症の早期発見・早期対応

事業の概要					
認知症が疑われる人や認知症の人を、認知症の知識を持つ専門職（専門医・看護師・介護福祉士*等）が訪問し、必要に応じて認知症に関する情報提供や医療機関への受診、介護保険サービス等の利用につなげる等の支援を行います。					
課題					
認知症初期集中支援チームの介入により、医療機関、介護保険サービス等の利用につながるなど、効果的な支援が行われている一方で、相談件数は伸びていない状況にあります。認知症初期集中支援チームの活動の質の向上を図るとともに効果を周知し、事業を活用しやすい体制づくりが必要です。					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	認知症初期集中支援チーム訪問 実人数	(人)	7	8	17
	認知症初期集中支援チームの支援 が医療や介護保険サービス等に つながった割合	(%)	100.0	100.0	100.0
	認知症初期集中支援チーム訪問 延べ件数	(件)	40	46	77

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
認知症初期集中支援事業について、引き続き、市民や関係機関に周知するとともに、認知症が疑われる人や認知症の人に必要な支援につながるよう、事業の利用促進を図ります。					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	認知症初期集中支援チーム訪問 実人数	(人)	20	25	30
	認知症初期集中支援チームの支援 が医療や介護保険サービス等に つながった割合	(%)	100.0	100.0	100.0

(5) 成年後見制度の利用促進

事業の概要					
<p>成年後見制度を必要とする人が利用できるよう、成年後見制度の利用促進のための中核機関等が、制度の普及・啓発、相談等を行います。また、中核機関において、市民後見人*の育成や、市民後見人が円滑に後見等の業務を行うための支援や体制整備を行います。</p> <p>親族等からの成年後見の申立が困難な場合は市長が申立を行い、申立に係る費用負担が困難な場合は、市長が費用の全部又は一部を本人に代わり負担します。</p> <p>さらに、成年後見人等の報酬の支払いが困難な場合は、費用の全部又は一部を助成します。</p>					
課 題					
<p>尊厳のある本人らしい生活を継続でき、支援を必要とする人が権利擁護支援を受けることができるよう、引き続き、中核機関と連携し制度の普及・啓発、相談先の周知が必要です。また、後見人等が選任された後も、財産管理のみだけでなく、意思決定支援や身上保護を行えるよう、後見人等、医療、福祉、介護等の関係者がチームで本人らしい生活を継続でき支援することが必要です。</p>					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	市長申立件数	(件)	15	23	18
	申立に要する助成件数	(件)	13	14	4
	成年後見人等の報酬に係る助成件数	(件)	20	32	35

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
<p>成年後見制度の利用が必要な人が支援を受けることができるよう、引き続き、成年後見制度の周知・啓発が必要です。</p> <p>司法・行政・医療・福祉・金融や地域の専門職団体とのネットワークの連携強化に、引き続き、努めていく必要があります。</p>					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	中核機関相談延件数	(件)	450	475	500



3 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした、地域包括ケアシステムを構築するための中核的な機関です。

本市では、直営1か所（地域包括支援センター1か所、サブセンター5か所）、委託運営1か所（地域包括支援センター香川）の計2か所の地域包括支援センターを設置するとともに、市内の27か所の老人介護支援センターを地域包括支援センターの窓口（ランチ）として位置付け、土・日・祝日を含め24時間体制で相談等に対応する体制を整備し、地域の様々な課題に対応するネットワークを構築しつつ、個別ケースのコーディネートを行っています。

地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談窓口として、保健師・社会福祉士*・主任介護支援専門員*などの専門職が、それぞれの専門性を生かして高齢者や家族の多様な相談に対応し、ニーズに応じて保健・医療・福祉・介護サービス等を適切にコーディネートできるよう、関係機関等との連携を強化するとともに、介護支援専門員等の質の向上に努め、センターの機能強化を図ります。

また、地域包括支援センターとして継続的に安定した事業実施及び事業の質の向上を図るため、事業評価を実施し、高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会に対して事業の報告及び公正・中立の立場からの意見聴取を行い、今後の取組に生かすこととしています。

【主な取組】

- ① 総合相談支援
- ② 権利擁護の推進
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ④ 地域ケア会議（多職種協働によるネットワークづくり）
- ⑤ 地域包括支援センター体制整備事業

【数値目標】

区 分		実績値	目標値		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合相談支援件数	(件)	24,577	25,500	26,200	27,000
地域ケア小会議における個別課題の検討件数	(件)	116	139	139	139

(1) 総合相談支援

事業の概要						
<p>高齢者のための総合相談窓口として、地域に住む高齢者の様々な相談に応じるとともに、地域の関係者とのネットワーク等を活用し、介護・福祉・健康・医療などの面から包括的に高齢者を支援します。</p> <p>また、市内 27 か所の老人介護支援センターを地域包括支援センターの窓口（ブランチ）に位置付け、住民の利便性を考慮した地域の身近な相談窓口としての役割を委託しています。</p>						
課 題						
<p>多種多様な相談に対応するとともに、複雑・複合化した課題を抱えた世帯に対し分野を横断した重層的支援が行えるよう、地域包括支援センター及び老人介護支援センター職員の相談対応のスキルアップと、地域の関係者とのネットワークの強化が求められています。</p>						
実績	区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	総合相談支援	件数	(件)	23,267	24,577	25,000
		うち老人介護支援センター対応分	(件)	5,861	5,828	6,000
		実人数	(人)	11,266	11,784	12,000
		うち老人介護支援センター対応分	(人)	3,852	3,615	3,800

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性						
<p>地域包括支援センター及び老人介護支援センターが相互に連携を強化し、分野横断的な重層的支援が行えるよう相談スキルの向上等に取り組みます。</p> <p>また、総合相談を始めとする日々の活動の中で、多様な関係者との連携強化を図り、地域のネットワークの強化に努めます。</p>						
目標	区 分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
	総合相談支援	件数	(件)	25,500	26,200	27,000
		うち老人介護支援センター対応分	(件)	6,150	6,300	6,500
		実人数	(人)	12,300	12,700	13,100
		うち老人介護支援センター対応分	(人)	3,900	4,000	4,100

(2) 権利擁護の推進

事業の概要					
<p>高齢者への虐待防止やセルフ・ネグレクト等の権利擁護侵害に関係機関と連携し支援に取り組みます。また、認知症などで財産の管理や日常生活上の不安を抱えている人への支援、悪徳商法などの消費者被害未然防止など、高齢者の人権や財産等を守るための支援をします。</p>					
課題					
<p>高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、権利擁護に関する周知・啓発を行うとともに、高齢者虐待を未然に防止するため、高齢者に関わる関係者や市民とが権利擁護について共通理解を深めることが必要です。</p>					
実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	高齢者虐待に関する相談件数	(件)	505	299	712
	成年後見制度に関する相談件数	(件)	1,445	1,726	1,236
	日常生活自立支援事業に関する相談件数	(件)	39	31	31
	消費者被害に関する相談件数	(件)	3	23	3

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
<p>高齢者虐待の早期発見や消費者被害未然防止に向けて、権利擁護に関する周知・啓発や関係機関との連携強化に努めます。</p>					
目標	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	成年後見制度に関する相談件数	(件)	1,440	1,465	1,490

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

事業の概要					
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護支援専門員に対する支援や助言を行うなど、地域の様々な機関や専門家と連携・協力できる体制づくりを行います。					
課題					
高齢者の心身の状態や生活環境等の変化に応じて、あらゆる社会資源を適切に活用し、医療・介護・生活支援等が切れ目なく一体的に提供されることが必要です。そのために、介護支援専門員と多様な社会資源との連携体制の構築や、介護支援専門員同士のネットワークの構築を支援する必要があります。					
実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	介護支援専門員からの相談件数	(件)	586	1,696	2,000
	介護支援専門員からの相談実人員	(人)	372	827	1,000
	地域ケア小会議(個別検討)に出席した介護支援専門員の人数	(人)	94	121	143

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
日頃から介護支援専門員との連携を密にし、相談しやすい環境や体制を確保するとともに、地域ケア小会議（個別検討）や介護支援専門員情報交換会等を開催し、介護支援専門員の実践力向上と介護支援専門員相互のネットワーク構築を支援します。					
また、地域の主任介護支援専門員等と協働し、多様な社会資源のネットワーク構築や社会資源の開発、地域づくりに参画できる人材の育成に努めます。					
目標	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	介護支援専門員からの相談件数	(件)	2,100	2,200	2,300
	介護支援専門員からの相談実人員	(人)	1,050	1,100	1,150

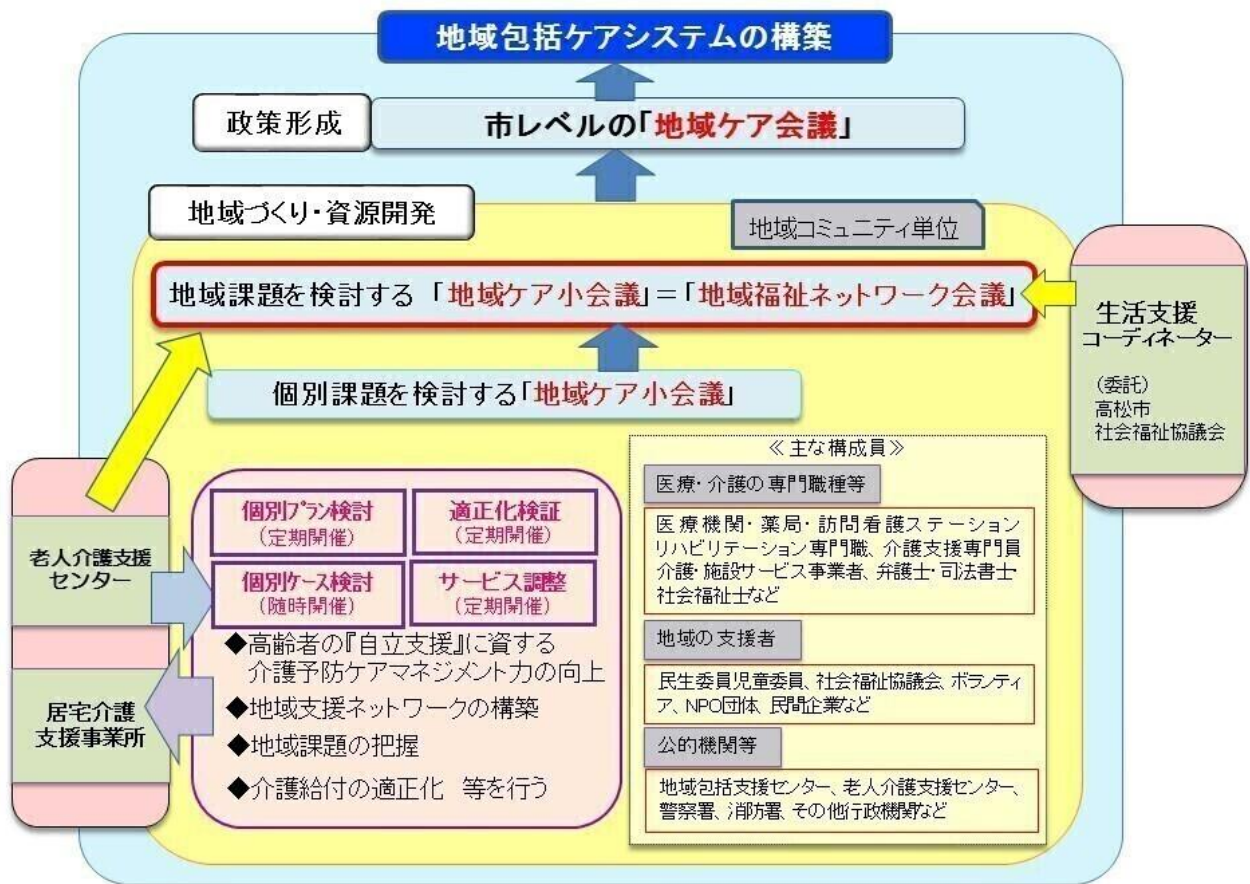
(4) 地域ケア会議（多職種協働によるネットワークづくり）

事業の概要							
<p>地域ケア会議は、医師会、介護サービス事業所、地域住民代表者等の委員で構成され、コミュニティ単位では解決の難しい地域課題を政策形成につなげるための会議です。</p> <p>地域ケア小会議（地域課題）は、それぞれの地域の特性に合わせた地域づくりや資源開発を行う場で「地域福祉ネットワーク会議」と一体的に実施しています。地域ケア小会議（個別課題）は、個別ケースについて、地域の支援者を含めた多職種が多角的視点から検討し、高齢者個人に対する支援の充実を図ります。</p> <p>地域ケア小会議と地域ケア会議を有機的に連動させ、個別ケースの検討によって把握・共有した地域課題を地域づくりや政策形成につなげることで、地域包括ケアシステムの推進を目指します。</p>							
課 題							
<p>地域ケア小会議を通じた多職種の連携や地域の関係者とのネットワークの強化が求められています。</p> <p>また、個別ケースの背景にある課題の分析や、地域の人や介護支援専門員等専門職の声を拾い上げる中で地域課題を見出し、地域の関係者と地域課題への対応等を共有・検討しながら、地域づくりに反映することが必要です。</p>							
実績	区 分				令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	地域ケア会議開催回数		(回)		1	1	1
	地域ケア小会議	地域課題		(回)	132	189	210
		個別課題	個別ケース検討件数	(件)	11	14	13
	個別ケアプラン検討件数		(件)	75	102	114	

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性							
<p>地域ごとの様々な特性を量的データだけでなく、日頃の活動の中で得た地域の住民の声や個別事例の分析等からとらえ、地域が抱える課題や強みを見出します。また、地域の関係者と地域課題への対応等を共有・検討し、地域と共に解決に取り組みます。</p>							
目標	区 分				令和6年度	令和7年度	令和8年度
	地域ケア小会議	個別課題	個別ケース検討件数	(件)	25	25	25
			個別ケアプラン検討件数	(件)	114	114	114





(5) 地域包括支援センター体制整備事業

事業の概要
超高齢社会において、地域包括支援センターの専門職員を配置し、サービス水準を維持するため、センターの体制を整備し、業務の効率化、運営の安定を図ります。
課 題
モデル事業の効果や課題について十分な検証が必要です。
今後の方向性
令和5（2023）年4月から令和6（2024）年度末までの2年間、モデル事業として、サブセンター香川を委託化し、様々な課題を整理した上で、その成果を検証します。 この検証結果を踏まえ、今後の委託化の方向性を決定するものとします。

4 介護保険サービスの推進

介護保険制度は、介護が必要になった高齢者やその家族等の介護者を、社会全体で支えていく仕組みであり、介護が必要になったときに、必要な支援（介護保険サービス）を受けられるようにする制度です。

介護する家族を支援する側面からは、十分に働ける人が、家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する人が働き続けられるよう「介護離職ゼロ」の実現を目指し、特別養護老人ホーム等従来からの介護サービスに加え、特定施設入居者生活介護*も含めた効果的な介護基盤整備を行うことが重要です。また、入所した人の生活の側面からは、施設での生活が居宅での生活に近いものとなるように努める必要があります。

団塊の世代全てが75歳以上となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、地域の介護需要、サービスの種類ごとの利用量の見込みを予測し、効率的で質の高いサービスの提供を持続することができる体制の構築に向けて、サービスの充実を図ります。

【主な取組】

- ① 居宅サービス
- ② 地域密着型サービス
- ③ 施設サービス
- ④ 介護給付適正化事業
- ⑤ 住宅改修支援事業
- ⑥ 介護サービス相談員派遣事業
- ⑦ 介護人材の確保

【数値目標】

区 分	実績値		目標値	
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第9期計画期間中の施設・居住系サービスの整備率 (%)	0	-	-	100.0
ケアプラン点検件数 (件)	98	130	135	140
介護サービス相談員派遣受入事業所数 (か所)	0	18	20	22



(1) 居宅サービス

事業の概要					
<p>自宅を中心に提供する介護サービスであり、自宅での日常生活の手助けなどをしてもらう訪問サービスや、施設に通って食事や入浴などを受ける通所サービス、一時的に施設に泊まる短期入所などがあります。</p> <p>また、自宅のほか、有料老人ホームなどに入居している人が介護サービスを受ける、特定施設入居者生活介護があります。</p>					
課 題					
<p>サービスごとに利用量の減少・増加の傾向はみられるものの、住み慣れた地域で自立した生活を送りたいという要介護（要支援）の高齢者のニーズが高まる中で、居宅サービス全体の利用量は増加傾向にあります。在宅における中重度の利用者や家族介護者のニーズにも対応し、必要なサービスが適切に提供できる体制の整備が必要です。</p>					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	訪問介護	(回/月)	110,611	113,846	115,512
	訪問入浴介護*	(回/月)	720	644	582
	介護予防訪問入浴介護	(回/月)	4	4	4
	訪問看護*	(回/月)	24,879	26,508	27,908
	介護予防訪問看護	(回/月)	601	801	984
	訪問リハビリテーション*	(回/月)	3,972	4,556	4,750
	介護予防訪問リハビリテーション	(回/月)	180	228	274
	居宅療養管理指導*	(人/月)	3,333	3,538	3,734
	介護予防居宅療養管理指導	(人/月)	87	96	100
	通所介護	(回/月)	55,671	53,108	55,526
	通所リハビリテーション*	(回/月)	19,357	18,703	19,541
	介護予防通所リハビリテーション	(人/月)	1,009	978	1,015
	短期入所生活介護*	(日/月)	32,387	32,660	32,384
	介護予防短期入所生活介護	(日/月)	81	58	88
	短期入所療養介護*	(日/月)	442	437	491
	介護予防短期入所療養介護	(日/月)	4	3	6
	特定施設入居者生活介護	(人/月)	675	697	699
	介護予防特定施設入居者生活介護	(人/月)	65	63	66
	福祉用具貸与	(人/月)	8,177	8,484	8,661
	介護予防福祉用具貸与	(人/月)	2,277	2,359	2,445
	特定福祉用具購入費	(人/月)	122	132	119
	特定介護予防福祉用具購入費	(人/月)	38	38	37
	住宅改修費	(人/月)	82	89	90
	介護予防住宅改修費	(人/月)	48	50	48
	居宅介護支援	(人/月)	12,417	12,662	12,687
介護予防支援	(人/月)	2,902	2,938	3,044	

(★令和5年度上半期利用分までの平均実績値)

今後の方向性

第8期計画期間中のサービス利用実績、基礎調査結果及び施設の整備状況等を基に、今後必要となるサービス量を見込みます。

また、要介護（要支援）の高齢者が、住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を送ることのできる、在宅を中心とした地域包括ケアの実現に向け、指定を行った事業者と連携を図りながら、医療系サービスやレスパイトケア*（家族の負担軽減）に対応するサービスなどの提供体制の整備とともに、質の向上に努めます。

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
目標	訪問介護	(回/月)	118,364	121,258	123,371
	訪問入浴介護	(回/月)	587	587	587
	介護予防訪問入浴介護	(回/月)	5	5	5
	訪問看護	(回/月)	30,293	31,827	32,248
	介護予防訪問看護	(回/月)	1,253	1,261	1,269
	訪問リハビリテーション	(回/月)	4,982	5,044	5,138
	介護予防訪問リハビリテーション	(回/月)	367	367	367
	居宅療養管理指導	(人/月)	4,001	4,136	4,209
	介護予防居宅療養管理指導	(人/月)	101	109	110
	通所介護	(回/月)	53,992	54,440	54,411
	通所リハビリテーション	(回/月)	19,140	19,245	19,368
	介護予防通所リハビリテーション	(人/月)	1,001	1,002	1,000
	短期入所生活介護	(日/月)	31,643	31,928	32,404
	介護予防短期入所生活介護	(日/月)	109	115	115
	短期入所療養介護	(日/月)	571	576	583
	介護予防短期入所療養介護	(日/月)	9	9	9
	特定施設入居者生活介護	(人/月)	739	739	739
	介護予防特定施設入居者生活介護	(人/月)	66	66	66
	福祉用具貸与	(人/月)	9,040	9,370	9,601
	介護予防福祉用具貸与	(人/月)	2,590	2,700	2,783
	特定福祉用具購入費	(人/月)	113	114	115
	特定介護予防福祉用具購入費	(人/月)	35	35	35
	住宅改修費	(人/月)	96	98	93
	介護予防住宅改修費	(人/月)	53	53	54
	居宅介護支援	(人/月)	12,950	13,181	13,388
	介護予防支援	(人/月)	3,170	3,268	3,363

(2) 地域密着型サービス

事業の概要					
<p>住み慣れた自宅や地域での生活が継続できるよう、身近な生活圏域ごとに提供する介護サービスです。</p> <p>原則として、利用者は他の市町村にある事業所のサービスは利用できません。</p>					
課 題					
<p>サービスごとに利用量の減少・増加の傾向はみられるものの、重度の要介護高齢者、単身や夫婦のみの高齢者世帯、また、認知症の高齢者が今後増加していくことを踏まえ、住み慣れた地域で、身近な事業所によるきめ細やかなサービスを適切に提供できる体制を整備するとともに、サービスの普及促進を図ることが必要です。</p>					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護*	(人/月)	233	265	288
	夜間対応型訪問介護*	(人/月)	114	128	132
	地域密着型通所介護*	(回/月)	18,679	18,402	19,423
	認知症対応型通所介護*	(回/月)	1,420	1,201	1,301
	介護予防認知症対応型通所介護	(回/月)	27	27	36
	小規模多機能型居宅介護*	(人/月)	220	218	211
	介護予防小規模多機能型居宅介護	(人/月)	38	36	33
	認知症対応型共同生活介護*	(人/月)	907	924	918
	介護予防認知症対応型共同生活介護	(人/月)	5	6	4
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	12	3	0
	地域密着型介護老人福祉施設*入所者生活介護	(人/月)	29	53	61
	看護小規模多機能型居宅介護*	(人/月)	34	30	27

(★令和5年度上半期利用分までの平均実績値)



今後の方向性

第8期計画期間中のサービス利用実績、基礎調査結果及び施設の整備状況等を基に、今後必要となるサービス量を見込みます。

また、要介護（要支援）の高齢者が、住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を送ることのできる、在宅を中心とした地域包括ケアの実現に向け、指定を行った事業者と連携を図りながら、医療系サービスやレスパイトケア（家族の負担軽減）に対応するサービスなどの提供体制の整備とともに、質の向上に努めます。

目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/月)	328	335	345
夜間対応型訪問介護	(人/月)	140	143	146	
地域密着型通所介護	(回/月)	19,571	20,099	20,514	
認知症対応型通所介護	(回/月)	1,272	1,285	1,310	
介護予防認知症対応型通所介護	(回/月)	34	34	34	
小規模多機能型居宅介護	(人/月)	211	209	213	
介護予防小規模多機能型居宅介護	(人/月)	30	30	30	
認知症対応型共同生活介護	(人/月)	958	958	958	
介護予防認知症対応型共同生活介護	(人/月)	5	5	5	
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	29	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人/月)	116	116	145	
看護小規模多機能型居宅介護	(人/月)	30	31	31	

(3) 施設サービス

事業の概要					
常時介護が必要で、自宅での生活が困難な人や、長期にわたり療養・リハビリテーションが必要な人が施設に入所して受ける介護サービスです。					
課題					
施設でのケアを必要とする高齢者が適切に利用できるよう、また、介護離職ゼロへの対応の観点からも、定員数が利用見込人数に対し不足している施設サービスについて、必要な整備を図り、入所待機者の解消を図ることが求められます。					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	(人/月)	1,628	1,633	1,635
	介護老人保健施設*	(人/月)	1,028	1,017	1,023
	介護医療院*	(人/月)	49	48	46

(★令和5年度上半期利用分までの平均実績値)

今後の方向性					
第8期計画期間中のサービス利用実績、基礎調査結果及び施設の整備状況等を基に、医療療養病床*からの転換等に伴う追加的需要を含め、今後必要となるサービス量を見込みます。					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	(人/月)	1,645	1,645	1,645
	介護老人保健施設	(人/月)	1,011	1,011	1,011
	介護医療院	(人/月)	101	136	171



(4) 介護給付適正化事業

事業の概要					
<p>適切な介護保険サービスの確保と、その結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築を推進します。</p> <p><介護給付適正化主要3事業></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 要介護認定の適正化 2. ケアプラン等の点検 3. 医療情報との突合・縦覧点検 					
課 題					
<p>介護保険事業の持続的な運営に向けて、介護サービス事業者の介護報酬請求の適正化等の推進を図るため、主要3事業を着実に推進することが必要です。</p> <p>また、適切な介護サービスの提供に向けて、急速に増え続ける介護サービス事業所に対応した指導監督体制の整備が必要です。</p>					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	ケアプラン点検件数※	(件)	216	200	244

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
<p>主要3事業を着実に実施するとともに、介護サービス事業者への実地指導等を通じたサービスの質的な向上を目指し、限られた人員体制の中で、効果的な指導監督体制を整備することにより、適切な介護サービスの提供を図ります。</p>					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	ケアプラン点検件数※	(件)	244	249	254

※P124 記載の「個別ケアプラン検討件数」及びP127 記載の「ケアプラン点検件数」の合算。

(5) 住宅改修支援事業

事業の概要					
介護保険サービスにおける住宅改修の支給申請に伴い、理由書を作成した居宅介護支援事業者等に対して、補助金を交付します。					
課題					
居宅介護支援の提供を受けていない住宅改修利用者の負担軽減を図るため、引き続き、住宅改修支援事業を実施し、円滑なサービス提供を確保することが必要です。					
実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	住宅改修理由書作成補助件数	(件)	13	24	12

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性				
住宅改修利用者が住宅改修に係る適切なマネジメントを受けられるよう、介護支援専門員、作業療法士等の福祉、保健、医療又は建築の専門家と連携を図り、住宅改修の質の向上と利用者負担の軽減を図るため、円滑なサービス利用を促進します。				



(6) 介護サービス相談員派遣事業

事業の概要					
一定の研修を受けた介護サービス相談員を、サービス事業所等に派遣して利用者等の話を聞き、相談に応じるなどにより、利用者の疑問や不満、不安の解消とともに、派遣を受けた事業所におけるサービスの質的な向上を図ります。					
課 題					
サービスの質的な向上や利用者の利便性を高めるため、現任相談員の必要な知識及び技術等の資質向上のほか、新たに相談員となる担い手や派遣受入事業所の拡充とともに、事業の周知・啓発に努めることが必要です。					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	介護サービス相談員派遣 受入事業所数	(か所)	0	0	8

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
現任相談員の資質向上に向けて、定期的な専門研修の受講や、介護サービス利用者の利便性やサービス事業所が提供するサービスの質的な向上を図るために、相談員の増員や派遣受入事業所の拡充を行うとともに、相談員の活動状況を随時、市民に対し情報提供するなど、事業の普及促進及び周知・啓発を図ります。					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	介護サービス相談員派遣 受入事業所数	(か所)	18	20	22

(7) 介護人材の確保

事業の概要
地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保と資質の向上を目指し、国や県と連携しながら、処遇改善や職場環境の改善、多様な人材の参入促進、介護の仕事の魅力発信等を推進します。
課題
<p>介護を必要とする高齢者が増加する一方、介護を担う人材の不足が全国的な課題となっています。本市で実施した、介護サービス事業者へのアンケート調査結果でも、事業運営上の課題として約8割が「職員の確保が難しい」と回答しています。</p> <p>介護を担う人材を確保するためには、介護の仕事のやりがいや専門性、質の高い介護とはどのようなものか、さらに社会的な意義や職業としての魅力を正しく伝える必要があります。</p> <p>また、介護保険制度を持続可能なものとするため、介護職に限らず、広く介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めることが必要です。</p>
今後の方向性
<p>国や県と連携しながら、介護人材の確保と介護人材の定着支援を両輪で進めます。</p> <ul style="list-style-type: none">子どもから高齢者まで幅広い世代の市民に対して、介護の仕事の大切さや介護職場の魅力を発信し、介護の仕事のイメージアップを図るとともに、多様な人材の介護現場への参入を促進します。各介護サービス事業者間の情報共有や合同研修の実施等を支援することにより、介護従事者の資質向上を図ります。事業者に給付している介護職員等処遇改善加算*が、確実に職員に支給されていることを確認することにより、賃金改善に努めます。「高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会」、「高松市指定訪問介護事業者連絡協議会」、「高松市指定通所介護事業者連絡協議会」等の介護関係団体間の連携・協力体制を更に発展させ、労働環境の改善を図ります。県が地域医療介護総合確保基金を活用して実施する支援事業や研修等について、介護サービス事業者等関係者へ情報提供を行うことにより、介護人材の参入促進・定着・資質向上や処遇・労働環境の改善を図ります。

5 在宅医療・介護連携の充実

高齢化の進行に伴い、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、地域においても複数の疾患や不安を持つ高齢者が増加するものと想定されます。高齢者の疾患が悪化した場合は、早期に治療を受け、できる限り早く生活の場へと戻ることが、生活機能低下や介護の重度化の防止に不可欠であり、また、認知症の人が、容態の変化に応じて、適時・適切に切れ目なく医療・介護の支援を受けられることが重要です。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域の在宅医療・介護の提供に携わる団体が連携し、PDCAサイクルに沿った包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する必要があります。

本市では、医療・介護の関係団体の代表者等で構成される「高松市在宅医療介護連携推進会議」において、在宅医療・介護連携の現状と課題を把握し、対応策を検討しているほか、多職種が連携し、チームとなって機能する仕組みづくりを推進しています。

今後も、疾患のある高齢者を支える入院医療・在宅医療・介護の場において、それぞれに従事する医師・歯科医師・薬剤師・看護師・リハビリテーション専門職・管理栄養士・介護支援専門員・介護福祉士等の多職種間の連携を強化するため、連携の核となる人材を育成し、感染症や災害時においても継続的なサービス提供の維持を図る必要があります。

また、地域の在宅医療・介護連携を推進するには、市民が、人生会議を通して終末期ケアの在り方や看取りも含めて在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに適切にサービスを選択できるようにすることも重要です。平成30（2018）年10月に長寿福祉課内に設置した在宅医療支援センターで、在宅医療に関する相談に対応するとともに、在宅療養等に関する知識の普及・啓発を図っています。

【主な取組】

- ① 在宅医療・介護連携推進事業

【数値目標】

区 分		実績値	目標値		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
多職種連携構築度評価 平均得点	(点)	5.6	7.0	7.0	7.0
要介護者の在宅比率	(%)	80.3	79.8	79.8	79.8

(1) 在宅医療・介護連携推進事業

事業の概要							
<p>在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、高松市医師会・歯科医師会や居宅介護支援事業者連絡協議会の代表者などの在宅医療・介護関係者で構成される「高松市在宅医療介護連携推進会議」を開催するなど、情報共有と連携強化を図ります。</p> <p>それにより、医療・介護の連携の場面（入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り）に応じた取組や、認知症の人への対応等の取組を強化し、かかりつけ医機能報告等を踏まえた協議の結果も考慮しながら、医療及び介護の両方を必要とする高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。</p>							
課題							
<p>在宅療養に関する医療や介護の情報を一元的に管理できる仕組みづくりが必要です。</p> <p>また、医療・看護・介護・福祉等の各職種において、それぞれの専門性や特色を生かした連携及び情報共有による顔の見える関係づくりや、本市における在宅医療・介護連携の課題や対応について、多職種間で協議する機会や研修の実施を継続することが必要です。</p> <p>さらに、在宅医療支援センターの効果的な運営とともに、在宅医療・介護の推進について、広く市民に周知・啓発を行う必要があります。</p>							
実績	区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*	
	高松市在宅医療介護連携推進会議		開催回数	(回)	6	6	6
	部会	退院支援・医療介護連携部会	開催回数	(回)	6	6	6
		ICT部会	開催回数	(回)	0	0	5
		多職種連携部会	開催回数	(回)	4	4	4
		在宅医療コーディネーター部会	開催回数	(回)	1	1	1
	医療介護連携ミーティング		開催回数	(回)	2	2	2
			参加者数	(人)	316	275	162
	多職種連携研修		開催回数	(回)	1	1	1
			参加者数	(人)	117	129	130
	多職種連携構築度評価平均得点			(点)	5.1	5.6	5.6
	要介護者の在宅比率			(%)	79.9	80.3	79.8
	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市在宅医療介護情報サイト(ホームページ)の作成及び運用 ・在宅ケア便利帳(ホームページ版)の作成及び更新 ・入退院時等における円滑な情報共有のための入退院支援ルール作成及び運営 ・在宅医療支援センターの設置・運営 ・在宅医療コーディネーターの養成、フォローアップ研修 ・多職種連携研修の開催 ・啓発用パンフレットの作成と出前講座の開催 ・ACP(アドバンス・ケア・プランニング)*の周知・啓発 						

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性

より多くの職種の関係者同士が、円滑に連携が取れるよう、ミーティングや研修を通じて情報共有を行ったり、オンラインや会場参集など顔が見える関係づくりができるような開催方法の工夫を行うなど、更なる多職種連携の構築に取り組みます。

また、引き続き、情報共有と連携強化を推進する仕組みづくりとその活用に向けて、下記の事業に取り組みます。

- ・「高松市在宅医療介護連携推進会議」を開催し、在宅医療・介護の課題や対応策等について検討します。
- ・地域の医療・介護関係者や市民のニーズに沿った、医療・介護に関する情報提供を行うとともに、入退院及び在宅療養における円滑な情報共有のためのツールを活用するなど、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援します。
- ・平常時から、医療と介護が連携することを目指し、入退院支援ルールの運用に取り組みます。
- ・医療・看護・介護・福祉等の多職種間の相互の理解や顔が見える関係づくりを支援するための研修等を実施するほか、在宅医療への移行及びそのマネジメントに関し、連携の核となる人材として、在宅医療コーディネーターを養成します。
- ・在宅医療支援センターを中心に、在宅療養に関する相談等を受け付け、必要に応じた情報提供により、相談者を支援します。また、感染症発生時等、対面での対応が困難な状況においても相談が受けられるよう、オンライン相談を継続実施します。
- ・市民に人生会議の重要性を伝える中で、終末期ケアの在り方や看取りも含めて在宅医療や介護についても理解し、支援が必要になったときに、希望に沿った選択ができるよう、広く周知・啓発を行います。
- ・共通の課題や情報共有の方法等、広域連携が必要な事項については、関係市町と協議し、対応を検討します。また、多職種を対象とした研修については、近隣の市町とも連携しつつ実施します。

		区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標	多職種連携構築度評価平均得点	(点)	7.0	7.0	7.0
	要介護者の在宅比率	(%)	79.8	79.8	79.8



1 住まいの整備・充実

高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けるためには、ライフスタイルの多様性やそれぞれの身体等の状態に対応することができるよう、住まいの選択の幅を広げることが重要です。また、生活面に困難を抱える高齢者に対しては、住まいと生活の一体的な支援が必要とされています。

本格的な超高齢社会の到来を迎える中、できる限り在宅生活を送ることができるような支援に努めることが必要であるとともに、家族等が介護できなくなる状況を見据えて、高齢者が現在の住居より安心して自立した暮らしを送ることのできる住宅・施設等について、地域の実情に応じてサービス量の見込みを定めるとともに、居住環境や施設機能の充実を図る必要があります。

【主な取組】

- ① 高齢者住宅等安心確保事業
- ② サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム
- ③ 養護老人ホーム
- ④ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度
「住みやすさ」に対する 市民満足度(70歳以上) (%)	88.7	89.5	89.6	89.7



(1) 高齢者住宅等安心確保事業

事業の概要					
<p>高齢者の生活特性に配慮した高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）*において、生活援助員の派遣等により、入居者に対して生活指導や相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応、関係機関との連絡等を行います。</p>					
課題					
<p>多様なニーズを抱える入居者に対して、適切に助言を行い、必要な支援につなげるため、生活援助員の資質の向上や、関係機関との連携体制の強化を図る必要があります。</p>					
実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	生活援助員の派遣人数	(人)	4	4	4
(★令和5年12月末現在の年度末見込)					
今後の方向性					
<p>運営の効率化に留意しつつ事業を継続します。 また、生活援助員の資質向上のための研修等の取組を継続します。</p>					
目標	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	高齢者世話付住宅の戸数	(戸)	89	89	89

(2) サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム

事業の概要						
<p>高齢者の安心を支えるサービス（安否確認や生活相談サービス）を提供するサービス付き高齢者向け住宅について、事業者の参入の動向を把握し、高齢者住まい法等に基づき、整備や運営管理、サービス提供が適正に行われるよう指導を行います。</p> <p>また、有料老人ホームについても、入居者の快適な居住環境の確保と適正な事業運営がなされるよう、事業者に対して適切な指導等を行い、高齢者が安心して暮らせる住まいを確保します。</p>						
課題						
<p>サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームは、施設によってサービス内容や料金体系が異なるため、市民に対し、より分かりやすく情報提供することが必要です。</p> <p>また、入居者が不利益を受けることが無いよう、契約やサービスの利用等に関して、適正な指導監督を行うことが必要です。</p>						
実績	区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	サービス付き 高齢者向け 住宅	年度末登録施設数	(施設)	49 (46)	49 (46)	49 (46)
		年度末登録住宅戸数	(戸)	1,586 (1,403)	1,590 (1,407)	1,590 (1,407)
	有料 老人ホーム	年度末届出施設数	(施設)	75 (58)	77 (61)	81 (64)
		年度末届出定員数	(人)	2,503 (1,847)	2,558 (1,914)	2,707 (2,003)
<p>※ () は実績のうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない施設に関するもの</p> <p style="text-align: right;">(★令和5年12月末現在の年度末見込)</p>						
今後の方向性						
<p>入居希望者が、自らのライフスタイルや介護ニーズに見合った住まいを選択できるよう、情報提供体制の充実に努めます。</p> <p>また、事業者に対し運営管理、サービス提供等が適正に行われているかどうか、適切な指導監督を行い、高齢者の居住環境の確保や安心して暮らせる住まいの充実に努めます。</p>						

(3) 養護老人ホーム

事業の概要

環境上の理由及び経済的理由により、居宅で生活することが困難な高齢者が、能力に応じた自立した生活を営むため、必要な指導及び訓練、その他援助を行います。

課 題

入所者の支援ニーズの多様化に対応できるよう、職員の専門的な支援技術を始めとした施設機能を強化し、居住環境を充実させることが求められています。

また、老朽化した施設については、居住環境や安全性の向上のため、改築を促進する必要があります。

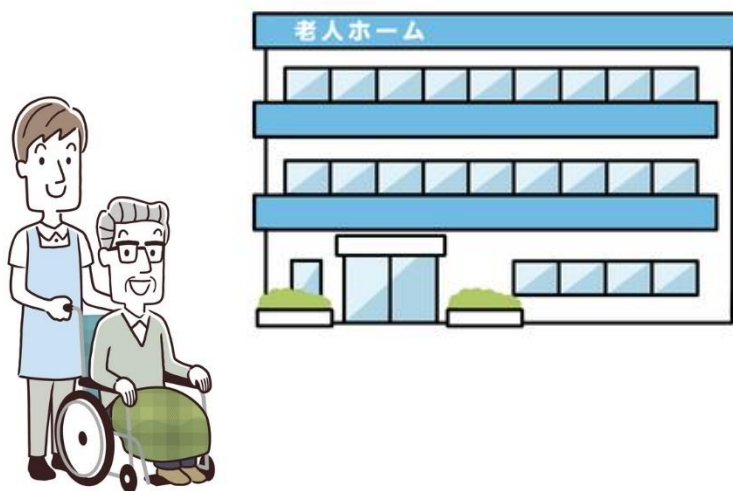
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	整備量	(人)	200	200	200
整備施設数	(施設)	2	2	2	

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性

令和8（2026）年度まで整備量を維持するとともに、在宅生活が困難な高齢者の措置施設として、施設機能の充実に努めます。

また、居住環境等の向上のため、老朽化した施設の建替えを促進します。



(4) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

事業の概要					
自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、自立して生活するには不安がある高齢者に、食事、入浴等の準備、相談及び援助などを提供します。					
課題					
入居者の高齢化とともに、要介護（要支援）認定者や認知症の人が増加しており、適切な介護サービスを利用できる体制を確保する必要があります。					
実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度★
	整備量	(人)	468	468	468
	整備施設数	(施設)	12	12	12

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性	
令和8（2026）年度まで整備量を維持するとともに、日常生活に不安のある高齢者の自立生活を支援する施設として、入居者に対して適切な介護サービスが提供されるよう、施設機能の充実に努めます。	

2 外出支援の充実

高齢化の進行により、移動手段を持たない「交通弱者」の増加が見込まれることから、高齢者の移動の利便性を向上させ、外出の機会を創出する必要があります。

本市では、交通系ICカードの活用やノンステップバスの導入等を進めており、高齢者等、身体機能の低下した場合でも健康な人と同じように外出ができるよう、公共交通の利用促進や、確保・維持に取り組んでいます。

また、利用に当たっての要件がありますが、タクシー料金の一部を助成する「高齢者福祉タクシー助成事業」を実施しています。

さらに、日常的な活動や社会参加活動が支障なく行えるよう、地域における移動・外出支援の充実を図る必要があります。

他方で、バスやタクシー等の公共交通において、運転手不足が喫緊の課題となっており、地域における移動支援の在り方については、既存の公共交通に加え、ライドシェアやボランティアによる移動支援等の新たな取組も含めて、総合的に検討する必要があります。

【主な取組】

- ① 高齢者公共交通運賃半額事業
- ② 公共交通機関等のバリアフリー化
- ③ 高齢者福祉タクシー助成事業
- ④ 地域における移動支援
- ⑤ 買い物支援等に関する情報発信

【数値目標】

区 分		実績値	目標値		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ゴールド IruCa 保有率	(%)	32.0	35.1	36.7	38.4
ノンステップバス導入率	(%)	73.3	74.3	75.2	76.2

(1) 高齢者公共交通運賃半額事業

事業の概要						
平成 25 (2013) 年9月に制定した「高松市公共交通利用促進条例」の理念を踏まえた事業として、平成 26 (2014) 年 10 月 1 日から、市内在住の 70 歳以上の人が交通系 IC カード「ゴールド IruCa」を利用して公共交通の運賃を支払った場合、その運賃が半額となるよう、公共交通事業者に対し、運賃差額を補助しています。						
課 題						
更なる利用促進のため、交通事業者等との連携により、効果的な啓発活動の実施が必要です。						
実績	区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	ゴールド IruCa	新規発行枚数	(枚)	1,420	1,823	1,856
		累計発行枚数	(枚)	28,480	30,303	31,502
		利用件数	(件)	697,752	758,905	782,329
		保有率	(%)	30.6	32.0	32.8

(★令和5年 12 月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
新型コロナウイルス感染症の影響から利用者が大幅に減少しており、公共交通を利用することに対する懸念があるものと考えられるため、交通事業者と連携し周知・啓発等を進めていきます。					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	ゴールド IruCa 保有率		(%)	35.1	36.7



(2) 公共交通機関等のバリアフリー化

事業の概要						
<p>高齢者等の移動の円滑化を図るため、「香川県福祉のまちづくり条例」及び「高松市交通バリアフリー基本構想」に基づき、鉄道駅・バス車両など公共交通機関や、歩行空間のバリアフリー化を推進します。</p>						
課題						
<p>公共交通機関のバリアフリー化の推進については、実施主体が交通事業者であることから、事業者との更なる協働が求められます。</p> <p>また、歩行空間のバリアフリー化の推進については、市道の維持・修繕に併せて、実施可能な箇所について取り組む必要があります。</p>						
実績	区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	公共交通機関旅客施設バリアフリー化に対する助成件数/駅名		(件)	0	0	1/JR 端岡駅
	ノンステップバス	導入率	(%)	70.8	73.3	73.3
		新規導入台数	(台)	0	0	0
中心市街地におけるバリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業の主な取組			<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の傾斜や勾配の改善、段差の解消 ・視覚障がい者用誘導ブロックの設置推進 			

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性						
<p>実施主体が鉄道事業者やバス事業者であるため、協働が求められます。</p> <p>バス事業者と協働し、車両の更新に併せてバリアフリー化を進めていきます。</p> <p>高齢者や障がい者を含む様々な人が安全かつ快適に移動することができるよう、各事業者と協働してバリアフリー化の推進に取り組むとともに、安心して歩ける環境の整備に努めます。</p>						
目標	区 分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
	ノンステップバス導入率		(%)	74.3	75.2	76.2

(3) 高齢者福祉タクシー助成事業

事業の概要					
外出することが難しい在宅の高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成することで、外出支援を図ります。 本人及び配偶者が市民税非課税で、一人暮らし又は高齢者のみの世帯の、要介護認定を受けた高齢者を対象に、タクシー助成券を交付します。					
課題					
身体や生活状況の変化に応じて、助成券が必要となった高齢者に提供できるよう、市民及び事業者等に、事業の周知を図る必要があります。					
実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	助成券交付人数	(人)	2,027	2,040	2,104
	助成券使用枚数	(枚)	13,869	14,140	14,907
	助成券使用率	(%)	45.6	46.2	47.2

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性	
引き続き適切な外出支援を実施しながら、公共交通の状況や各地区の状況を踏まえ移動支援を検討していきます。 一人暮らしや高齢者のみの世帯で、外出が困難な要介護認定を受けている高齢者に対して、タクシー料金の一部を助成し、外出支援を図ります。	



(4) 地域における移動支援

事業の概要

高齢者が生活に楽しみや生きがいを見出し、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域が主体となった移動・外出支援の取組を支援します。

課題

高齢者になると外出の頻度が減少傾向にあり、アンケート調査結果において、感染症の予防以外で、外出を控えている理由としては「足腰などの痛み」という身体的要因が一番多く、続けて、「交通手段がない」、「外での楽しみがない」となっています。また、移動手段では、自分で車を運転する人が一番多く、高齢化に伴い運転が難しくなった場合に、外出機会が減少してしまうことが懸念されます。

高齢者の外出の機会を増やし、生きがいや健康づくりとともに、高齢者の社会参加を促進するために、それぞれの地域の特性に合わせた持続可能な移動支援となるような仕組みをつくる必要があります。

今後の方向性

地域における移動支援の在り方については、既存の公共交通に加え、ライドシェアやボランティアによる移動支援等の新たな取組も含めた、総合的な検討が必要です。

高松市社会福祉協議会や社会福祉法人及び地域福祉ネットワーク会議等と連携し、地域主導による移動・外出支援の取組が円滑に進むよう努めます。

(5) 買い物支援等に関する情報発信

事業の概要					
<p>買い物に困っている人に対し、日常生活に必要な食料品や日用品などを自宅等に配達してくれる商店や移動販売、買い物代行などの支援サービスを行っている事業者等の情報収集を行います。それを基に、高松市買い物支援一覧表を作成し本市ホームページ等で公開するなど、地域住民へ情報発信をします。</p>					
課題					
<p>民間サービスによる、食品等の移動販売や宅配などの買い物支援が行われていますが、それらの情報が必要とされる方に、十分に周知されていないなどの課題があります。</p>					
実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	掲載事業者数	(件)	－	－	0
(★令和5年12月末現在の年度末見込)					
今後の方向性					
<p>高松商工会議所と連携を図りながら、サービスを実施している事業所等の情報収集を行うとともに、地域住民への情報発信に取り組んでいきます。</p>					
目標	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	掲載事業者数	(件)	10	15	20



3 安全で住みよい環境づくりの推進

これまで本市、高松市民生委員児童委員連盟及び企業・団体等が連携・協力して行ってきた高齢者等の見守り活動を、消費者安全法に定める「消費者安全確保地域協議会」と位置付け、香川県警察をアドバイザーに加えることにより、高齢者等の見守り活動とともに消費生活の安全確保に取り組んでいます。

また、高齢者の交通事故防止のため、高齢者交通安全教室・シルバードライバーズスクール等の開催や夜間の交通事故防止に役立つ反射材の使用促進により、交通安全意識の啓発と交通マナーの向上を図ります。

さらに、一人暮らし高齢者等の火災防止のため、住宅防火診断を実施し、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、自治会、老人クラブ、高齢者福祉施設等において、防火・防災に関する講話や訓練を実施し、防火・防災意識の啓発を図ります。

【主な取組】

- ① 住宅防火診断
- ② 高齢者の消費者被害防止
- ③ 高齢者の交通安全対策

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者の消費生活相談における解決割合 (他機関への誘導を含む) (%)	98.0	99.5	99.5	99.5
高齢者交通安全教室等 参加者数 (人)	2,008	2,500	2,500	2,500

(1) 住宅防火診断

事業の概要					
住宅防火のため、一人暮らし高齢者等の住宅防火診断を実施し、住宅用火災警報器の設置・維持管理対策を推進します。また、自治会、老人クラブ、高齢者福祉施設等において、防火・防災に関する講話や訓練を実施し、防火・防災意識の啓発を図ります。					
課題					
一人暮らし高齢者の火災予防のため、防火・防災に関する意識を高めるとともに、住宅防火診断の実施の更なる推進が求められます。					
実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	住宅防火診断実施件数	(件)	3,086	3,049	3,000
(★令和5年12月末現在の年度末見込)					
今後の方向性					
実施効果を高めるため、訪問者のスキルアップを図りながら、引き続き、高齢者宅の防火訪問を実施し、住宅防火に努めます。					

(2) 高齢者の消費者被害防止

事業の概要					
高齢者等の消費被害を防ぐため、民生委員、事業者、警察等が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」の取組を推進するとともに、消費生活出前講座などを通じた広報啓発・情報提供活動等を推進します。					
課 題					
高齢者を狙った架空請求等が急増しており、被害の未然防止に役立つ講座の開催や、情報提供、啓発等が必要です。					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	高齢者の消費生活相談における解決割合(他機関への誘導を含む)	(%)	97.8	98.0	98.7
■高齢者の消費者被害の防止に向けた取組 ・消費生活出前講座の実施 ・消費者ウイーク*(「消費者の日(5月30日)」を含む1週間)に合わせた各種啓発事業(暮らしを見直す市民のつどい)等の開催 ・在宅の高齢者を狙った悪質業者に関する情報提供					

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
最新の情報提供による被害の未然防止とともに、消費生活センターの相談体制の堅持及び相談員のレベルアップにより、更なる被害の防止を図ります。					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	高齢者の消費生活相談における解決割合(他機関への誘導を含む)	(%)	99.5	99.5	99.5



(3) 高齢者の交通安全対策

事業の概要						
高齢者の交通事故防止のため、高齢者交通安全教室・シルバードライバーズスクール等の開催や、夜間の交通事故防止に役立つ反射材の使用促進により、交通安全意識の啓発と交通マナーの向上を図ります。						
課 題						
高齢者向けの交通安全教室・シルバードライバーズスクール等を拡充し、交通安全意識の啓発と交通マナーの向上が必要です。						
実績	区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	シルバードライバーズ スクール	参加者数	(人)	0	17	25
		高齢者交通指導員 研修会	参加者数	(人)	0	40
	高齢者交通安全教室	開催回数	(回)	1,703	1,303	1,239
参加者数		(人)	2,150	2,008	1,656	

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性						
その他地域コミュニティで開催する交通安全教室や市政出前ふれあいトーク等で行う高齢者向け交通安全教室を拡充し、高齢者を対象とした交通安全啓発を図ります。						
目標	区 分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
	高齢者交通安全教室等参加者数		(人)	2,500	2,500	2,500

4 災害時等の援護体制の充実

高松市地域防災計画の方針に基づき、災害が発生したときに災害応急対策を円滑に行うために、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等、災害時に避難支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿*）を作成するほか、地区民生委員児童委員の協力の下、一人暮らし高齢者等を把握し、災害発生時の迅速な対応のための体制整備に努めるとともに、自主防災組織による防災訓練等に対する支援を行い、地域の防災力向上を図ります。

また、日頃から高齢者施設等と連携し、高齢者施設等におけるリスクや、避難訓練の実施、物資の備蓄・調達状況等の確認を行う必要があります。

【主な取組】

- ① 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備
- ② 一人暮らし・寝たきり高齢者の把握
- ③ 自主防災組織の活動支援
- ④ 高齢者施設等における災害に対する備え
- ⑤ 高齢者施設等における感染症に対する備え

【数値目標】

区 分	実績値	目標値		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度
個別避難計画の作成率 (%)	—	70.0	75.0	80.0
地域コミュニティ協議会 単位の地域防災訓練 (避難所運営訓練等を含む) 実施率 (%)	90.9	100.0	100.0	100.0

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備

事業の概要					
<p>災害時に自力で避難することが困難な高齢者などの要配慮者に対して、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で素早く安全に行われる体制を構築するため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、避難行動要支援者情報の把握と共有を図るとともに、平常時から要配慮者に対する見守りや声かけを行うなど、地域における要配慮者を支援します。</p>					
課題					
<p>大規模災害発生時、避難行動要支援者の登録情報が、安否確認等に役立つよう、情報の更新等を適宜行うことが必要です。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿の未登録者及び個別避難計画の未作成者に対して、制度の周知・啓発を行うなど、登録率等の向上を図ることが必要です。</p>					
実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	避難行動要支援者名簿登録者数	(人)	11,099	10,487	7,771
	個別避難計画作成数	(人)	—	—	4,397
	個別避難計画作成率	(%)	—	—	56.6

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
<p>各地域コミュニティ協議会等と協働し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の登録情報に変更がないか確認し、毎年、名簿及び計画の更新を行うことで、大規模災害発生時の避難行動要支援者の安否確認等に、真に役立つものとなるように努めます。</p> <p>また、個別避難計画の作成率等の向上についても、地域と連携し、周知・啓発に取り組みます。</p>					
目標	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	個別避難計画の作成率	(%)	70.0	75.0	80.0



(2) 一人暮らし・寝たきり高齢者の把握

事業の概要					
各地区において、地区民生委員・児童委員の協力の下、一人暮らし・寝たきり高齢者の把握に努め、災害時や日常の見守りなどに備えます。					
課題					
新たに 65 歳となった一人暮らしの人や寝たきりなどの高齢者の状況について、地域でのつながりの希薄化や、セキュリティ付きマンションなどが増加するなど、実態把握が困難となっているケースがみられます。					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	一人暮らし高齢者数	(人)	9,108	9,054	8,929
	寝たきり高齢者数	(人)	201	171	148

今後の方向性					
地域のつながりの希薄化などにより、実態把握が困難となっているケースがみられます。各地区において、災害時や日常の見守り等に備えるため、地域で支えあう見守り活動との連携や、65 歳到達者名簿の活用により、地域のネットワークづくりを支援するとともに、新たに対象となった方について、名簿を随時更新します。					

(3) 自主防災組織の活動支援

事業の概要					
自主防災組織の活動を推進するため、地域防災訓練を支援するなどの育成指導を行い、地域防災力の向上を図ります。					
課題					
地域コミュニティ協議会単位で実施する訓練を支援するため、非常食品を助成するなど、自主防災組織の更なる育成強化を図り、地域防災力の向上を図ることが必要です。					
実績	区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度*
	地域コミュニティ協議会単位の 地域防災訓練(避難所運営訓練等 含む)実施率	(%)	68.2	90.9	90.9

(★令和5年12月末現在の年度末見込)

今後の方向性					
自主防災組織連絡協議会と連携し、避難所運営をシミュレーションすることができるHUG(ハグ)*等を活用して、機運を高めます。					
目標	区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	地域コミュニティ協議会単位の 地域防災訓練(避難所運営訓練等 含む)実施率	(%)	100.0	100.0	100.0

(4) 高齢者施設等における災害に対する備え

事業の概要

高齢者施設等における災害に備えた計画の策定及び避難訓練の実施状況の確認を行うとともに、災害のリスク、食糧等の必要物資の備蓄・調達状況、災害の種類別における避難に要する時間や避難経路等の確認を促します。

また、災害が発生した場合であっても、必要な介護サービス等が継続的に提供できる体制を構築することは重要であり、指定基準等により、全ての高齢者施設等を対象に、業務継続計画（BCP）の策定、研修及び訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられているところ、高齢者施設等事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行います。

課題

高齢者施設等の事業主体や規模は多様であり、災害対策に関する知見や、これに割ける経営資源には事業所間で格差があるため、行政による適切な支援等が必要です。

今後の方向性

災害対策に関する情報提供等の取組を継続します。また、高齢者施設等で策定している災害に関する具体的な計画や、令和6（2024）年度から策定が義務化された業務継続計画（BCP）について、定期監査や運営指導の機会等を活用し、実地又は書面により定期的な確認を行うほか、必要な助言等を行うことにより、災害対策の実効性を確保します。



(5) 高齢者施設等における感染症に対する備え

事業の概要

高齢者施設等において、感染症発生時においてもサービスを継続するため、職員が感染症に対する正しい理解や知見を有した上で、業務に当たることができるよう、感染症に対する必要な研修及び訓練が行われているか、また、適切な感染防護具等の備蓄・調達・輸送体制の整備状況について、定期的に確認を促します。

また、感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービス等が継続的に提供できる体制を構築することは重要であり、指定基準等により、全ての高齢者施設等を対象に、業務継続計画（BCP）の策定、研修及び訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられているところ、高齢者施設等事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行います。

課題

高齢者施設等の事業主体や規模は多様であり、感染症対策に関する知見や、これに割ける経営資源には事業所間で格差があるため、行政による適切な支援等が必要です。

今後の方向性

感染症対策に関する情報提供や、高齢者施設等において感染症が発生し、感染防護具等が不足する場合に提供する感染防護具等の備蓄の取組を継続します。また、高齢者施設等で令和6（2024）年度から義務化された業務継続計画（BCP）の策定及び感染症のまん延防止のための訓練等の実施について、定期監査や運営指導の機会等を活用し、実地又は書面により定期的な確認を行うほか、必要な助言等を行うことにより、感染症対策の実効性を確保します。

団塊の世代が全て後期高齢者（75歳以上）となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が前期高齢者（65歳～74歳）となる令和22（2040）年を見据え、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいます。

このような中、介護保険法に基づき、老人福祉計画と一体のものとして、第9期介護保険事業計画（令和6（2024）年度からの3年間）を策定し、取組の更なる深化・推進に努めます。

本計画は、令和7（2025）年の地域医療構想及び介護離職ゼロの実現に係る需要を踏まえ、中長期的な視点から必要なサービス量やその事業費を見込み、介護保険財政の均衡を保つための保険料を設定するほか、サービスの質の向上を図るための施策、介護保険給付の適正化、大規模災害や感染症対策にも取り組みながら、適切に持続可能なサービスが提供される体制の整備について定め、介護保険事業の円滑な運営を推進するものです。

1 介護サービス基盤の計画的な整備

（1）高齢者数と要介護（要支援）認定者数の推移

本市の総人口は減少傾向となっており、住民基本台帳人口（各年10月1日時点）を用いたコーホート変化率法による推計では、団塊の世代が全て後期高齢者（75歳以上）となる令和7（2025）年度には416,170人、団塊ジュニア世代が前期高齢者（65歳～74歳）となる令和22（2040）年度には、381,570人にまで減少することが見込まれます。

その一方で、高齢者人口は増加傾向で推移し、令和7（2025）年には120,660人、令和22（2040）年には127,686人にまで増加することが見込まれています。

また、高齢者人口の増加に伴い、介護保険サービスの受給者となる要介護（要支援）認定者数は増加傾向で推移しており、令和22（2040）年が最大となる見込みです。

(2) 介護保険サービス提供体制の確保

介護保険制度においては、高齢者自らが、心身等の状態に応じて、必要なサービスの種類やサービス事業者の選択を行うことが基本であり、そのためには、質・量ともに適切なサービス提供体制が整えられていることが必要です。

今後、生産年齢人口の減少が加速する中で、令和22（2040）年頃には、高齢者人口がピークを迎えます。また、医療・介護の複合的ニーズを有する高齢者が増加しており、こうしたニーズを充足させるためには、介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していく必要があります。

また、自立支援・重度化防止のためには、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目なく、それぞれの段階に応じた適切なリハビリテーションが提供されるよう、病院や診療所、介護サービス事業所等に勤務するリハビリテーション専門職との連携体制の構築や適切なケアマネジメントが必要です。

① 地域医療構想を含む医療計画との整合性

地域医療構想に伴う介護施設・在宅医療等の追加的需要について、適切に受け皿の整備をする必要があることから、医療療養病床を有する医療機関及び令和5（2023）年度末で廃止となった介護療養型医療施設*からの移行等を踏まえサービス見込量を設定するとともに、サービス提供体制の確保を図ります。

② 介護離職ゼロ対策

働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防止するため、その対応を踏まえたサービス見込量を設定するとともに、サービス提供体制の確保を図り、介護離職ゼロの実現を目指します。

③ 地域リハビリテーションの推進

リハビリテーション専門職と連携し、介護予防教室等においてリハビリテーション専門職が高齢者個人と関わりを持ち、心身機能や生活機能の向上に向けた働きかけを行っていくほか、地域ケア会議等に参加し、ケアマネジメントに専門的なりハビリテーションの視点を取り入れるよう努めます。

(3) 介護保険サービス量の見込み

① 施設・居住系サービス利用者数の推移・推計

施設・居住系サービス利用者については、国の基本指針の参酌標準や基礎調査結果のほか、医療療養病床等からの移行等を考慮して、次のとおり見込みます。

【要介護（要支援）認定者数と施設・居住系サービス利用者数の推移・推計】

(単位:人)

区 分	実 績			推 計				
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
要介護(要支援)認定者数	25,544	25,691	25,860	26,285	26,601	26,935	31,085	29,988
要支援認定者数	6,654	6,496	6,656	6,775	6,836	6,895	7,564	7,339
要介護認定者数	18,890	19,195	19,204	19,510	19,765	20,040	23,521	22,649
介護保険施設利用者(※1)の割合	14.9%	14.7%	14.7%	14.7%	14.7%	14.8%	15.1%	15.1%
介護保険施設の利用者数	2,819	2,828	2,826	2,873	2,908	2,972	3,555	3,421
介護老人福祉施設(※2)	1,657	1,686	1,696	1,761	1,761	1,790	2,151	2,067
介護老人保健施設	1,028	1,017	1,011	1,011	1,011	1,011	1,200	1,156
介護医療院	46	47	46	101	136	171	204	198
介護療養型医療施設	88	78	73					
要介護4・5の利用者数	1,552	1,548	1,528	1,523	1,547	1,575	1,890	1,822
要介護4・5の利用者の割合	55.1%	54.7%	54.1%	53.0%	53.2%	53.0%	53.2%	53.3%
居住系サービス利用者数	1,664	1,693	1,698	1,768	1,768	1,797	2,116	2,036
認知症対応型共同生活介護	912	930	925	963	963	963	1,139	1,095
特定施設入居者生活介護	740	760	773	805	805	805	943	908
地域密着型特定施設入居者生活介護	12	3	0	0	0	29	34	33
施設・居住系サービス利用者数	4,483	4,521	4,524	4,641	4,676	4,769	5,671	5,457

※利用者数は、1か月当たりの利用者数

※令和3(2021)年～令和4(2022)年は各月平均値、令和5(2023)年は3～8月利用の平均値を基に見込む

※予防給付を含む

(※1) 要介護認定者のうち、介護保険施設の利用者

(※2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む

② 居宅サービス利用者数の推移・推計

居宅サービス利用者については、国の基本指針の参酌標準や基礎調査結果のほか、要介護認定者における中重度者の増加、在宅における医療需要等を考慮するとともに、新たな施設等整備に伴う利用者の移行を含め、次のとおり見込みます。

【居宅サービス利用者数の推移・推計（1か月当たり）】

(単位:人/月)

区 分	実 績			推 計				
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
訪問介護	4,532	4,605	4,623	4,683	4,748	4,800	5,627	5,421
訪問入浴介護	141	136	133	137	137	137	137	137
訪問看護	1,913	2,078	2,269	2,442	2,560	2,596	3,048	2,938
訪問リハビリテーション	326	361	351	362	366	372	435	419
居宅療養管理指導	3,420	3,634	3,864	4,102	4,245	4,319	5,105	4,915
通所介護	4,662	4,619	4,672	4,692	4,723	4,716	5,512	5,308
通所リハビリテーション	3,212	3,160	3,172	3,174	3,187	3,198	3,654	3,527
短期入所生活介護	1,609	1,630	1,639	1,656	1,677	1,703	2,023	1,946
短期入所療養介護	62	65	78	87	88	89	105	101
特定施設入居者生活介護	740	760	773	805	805	805	943	908
福祉用具貸与	10,454	10,843	11,203	11,630	12,070	12,384	14,320	13,810
特定福祉用具購入費	160	166	153	148	149	150	175	168
住宅改修費	130	135	141	149	151	147	167	161
介護予防支援・居宅介護支援	15,319	15,600	15,796	16,120	16,449	16,751	19,362	18,670

※令和3(2021)年～令和4(2022)年は各月平均値、令和5(2023)年は3～8月利用の平均値を基に見込む

※予防給付を含む

③ 地域密着型サービス利用者数の推移・推計

地域密着型サービス利用者については、国の基本指針の参酌標準や基礎調査結果のほか、認知症高齢者の増加等を考慮して、次のとおり見込みます。

【地域密着型サービス利用者数の推移・推計（1か月当たり）】

(単位:人/月)

区 分	実 績			推 計				
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	233	265	298	328	335	345	406	390
夜間対応型訪問介護	114	128	132	140	143	146	176	168
地域密着型通所介護	1,810	1,855	1,890	1,935	1,986	2,028	2,362	2,277
認知症対応型通所介護	129	111	109	107	108	110	131	125
小規模多機能型居宅介護	258	254	244	241	239	243	283	272
認知症対応型共同生活介護	912	930	925	963	963	963	1,139	1,095
地域密着型特定施設入居者 生活介護	12	3	0	0	0	29	34	33
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	29	53	64	116	116	145	175	167
看護小規模多機能型居宅介護	34	30	29	30	31	31	36	35

※令和3(2021)年～令和4(2022)年は各月平均値、令和5(2023)年は3～8月利用の平均値を基に見込む

令和6（2024）年の圏域別地域密着型サービスの事業者の状況は以下のとおりです。地域の実情を勘案し、住み慣れた地域での生活の継続を支援するため、地域密着型サービスの整備を行います。

【圏域別地域密着型サービスの事業所の状況】

(単位:事業所)

	① 中央 西	② 中央 東	③ 鶴 尾	④ 太 田	⑤ 一 宮	⑥ 香 東	⑦ 木 太	⑧ 古 高 松	⑨ 屋 島	⑩ 協 和
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1		1						
夜間対応型訪問介護	1									
地域密着型通所介護	7	11	4	4	3	1	6	5	1	14
認知症対応型通所介護	1				1	1	1	1		2
小規模多機能型居宅介護	1	1				1	1	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	1	6	2	3	2	5	1	8	1	2
地域密着型特定施設入居者生活介護										
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					1					1
看護小規模多機能型居宅介護		1		1				1		

	⑪ 龍 雲	⑫ 山 田	⑬ 勝 賀 居 ・ 下 笠	⑭ 塩 江	⑮ 香 川	⑯ 香 南	⑰ 牟 礼	⑱ 庵 治	⑲ 国 分 寺
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			1		1				1
夜間対応型訪問介護									
地域密着型通所介護	7	2	4		5	2	6		3
認知症対応型通所介護			2		1			1	1
小規模多機能型居宅介護	1	1	1		1		1		
認知症対応型共同生活介護	4	2	5	1	2	2	1	1	2
地域密着型特定施設入居者生活介護									
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			1						
看護小規模多機能型居宅介護									

※令和6年1月1日時点（休止中を除く）

(4) 地域密着型サービスの適正な整備と普及

重度の要介護者、一人暮らし高齢者及び認知症高齢者の増加、さらには働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性を踏まえ、多様で柔軟なサービスを利用し、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう、日常生活圏域別の利用見込みを基に、必要なサービスを整備するとともに、利用促進を図ります。

サービス事業者の指定に当たっては、指定基準、運営基準に基づき審査を行い、適正な事業運営を行うことができるよう努めます。

(5) 第9期計画における介護保険施設等整備量

【第9期計画における介護保険施設等整備量】

(単位:人)

区 分	整備量
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特養)	29
介護医療院	70
地域密着型特定施設入居者生活介護	29

2 事業費の見込みと介護保険料

(1) 計画期間の事業費

在宅サービス別給付費は、各年度のサービス利用者数の推計値にサービス1人1か月（1回（日））当たりの給付費を乗じて推計した上で、12か月を乗じて、サービスの利用回数（日数）があるサービスでは各年度の1人1か月当たりの利用回数（日数）を更に乗じて、次のとおり見込みます。

施設サービス別給付費は、各年度のサービス利用者数の推計値にサービス1人1か月当たりの給付費を乗じて推計した上で、12か月を乗じて、次のとおり見込みます。

区分		令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
在宅サービス	訪問介護	3,814,407	3,910,648	3,977,836	4,715,305	4,541,368
	訪問入浴介護	88,638	88,750	88,750	88,750	88,750
	訪問看護	1,566,727	1,645,498	1,666,525	1,965,994	1,895,067
	訪問リハビリテーション	186,928	189,338	192,662	225,627	217,160
	居宅療養管理指導	564,295	584,719	594,661	703,537	677,348
	通所介護	5,162,153	5,223,493	5,227,783	6,142,561	5,913,624
	通所リハビリテーション	2,151,324	2,162,514	2,173,911	2,514,112	2,423,710
	短期入所生活介護	3,290,058	3,317,534	3,364,334	4,022,867	3,866,575
	短期入所療養介護	77,563	78,361	79,393	93,836	90,384
	福祉用具貸与	1,626,424	1,684,311	1,728,319	2,025,496	1,951,215
	特定福祉用具購入費	53,811	54,172	54,537	63,860	61,348
	特定施設入居者生活介護	1,859,051	1,861,841	1,862,279	2,195,287	2,112,501
	住宅改修費	131,844	133,648	129,902	147,565	142,173
	介護予防支援・居宅介護支援	2,547,956	2,601,005	2,645,268	3,088,686	2,975,098
① 小計	23,121,179	23,535,832	23,786,160	27,993,483	26,956,321	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	658,945	675,557	691,948	819,301	787,118
	夜間対応型訪問介護	372,338	381,571	390,332	471,847	450,385
	地域密着型通所介護	1,845,215	1,897,183	1,935,878	2,271,535	2,189,679
	認知症対応型通所介護	182,886	185,209	188,457	224,336	213,913
	小規模多機能型居宅介護	551,557	550,880	560,916	660,672	634,752
	認知症対応型共同生活介護	3,068,782	3,073,093	3,073,522	3,637,780	3,497,756
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	69,637	81,933	78,993
	看護小規模多機能型居宅介護	93,778	97,223	97,223	113,425	110,098
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	358,186	359,002	449,087	541,976	517,178
② 小計	7,131,687	7,219,718	7,457,000	8,822,805	8,479,872	
施設サービス	介護老人福祉施設	5,304,688	5,312,511	5,313,621	6,380,354	6,136,701
	介護老人保健施設	3,452,403	3,457,637	3,458,501	4,109,457	3,959,034
	介護医療院	415,043	560,301	708,792	846,034	821,328
	③ 小計	9,172,134	9,330,449	9,480,914	11,335,845	10,917,063
④ 特定入所者介護サービス等給付費	772,393	781,104	788,915	846,860	817,163	
⑤ 高額介護サービス費	1,154,713	1,185,391	1,215,361	1,345,853	1,298,658	
⑥ 審査支払手数料	56,908	58,444	60,022	65,634	63,332	
⑦ 給付費合計(①+②+③+④+⑤+⑥)	41,409,014	42,110,938	42,788,372	50,410,480	48,532,409	
⑧ 地域支援事業費	1,836,903	1,845,518	1,854,730	1,900,402	1,853,190	
⑨ 保健福祉事業費	114,034	120,000	120,000	154,608	154,608	
総事業費(⑦+⑧+⑨)	43,359,951	44,076,456	44,763,102	52,465,490	50,540,207	

【地域支援事業費*】

(単位:千円)

区分		令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	
介護予防・日常生活支援総合事業	サービス事業 介護予防・ 生活支援 サービス事業	サービス事業	810,572	817,548	824,617	831,858	807,349
		訪問型サービス	229,774	231,324	232,885	236,587	229,616
		通所型サービス	580,798	586,224	591,732	595,271	577,733
		介護予防ケアマネジメント事業	129,610	129,610	129,610	129,610	129,610
	一般介護予防事業	介護予防把握事業	8,656	8,656	8,656	8,656	8,656
		介護予防普及啓発事業	25,280	25,280	25,280	25,280	25,280
		健康ステーション事業	23,615	23,615	23,615	23,615	23,615
		地域介護予防活動支援事業	9,132	9,132	9,132	9,132	9,132
		高齢者居場所づくり事業	10,847	10,847	10,847	10,847	10,847
		一般介護予防事業評価事業	5,644	5,644	5,644	5,644	5,644
		地域リハビリテーション活動支援事業	177	177	177	177	177
上記以外の介護予防・日常生活支援事業		8,832	10,438	12,581	10,611	10,298	
包括的支援事業	地域包括支援センター運営事業	595,519	595,519	595,519	626,962	608,490	
	地域ケア会議推進事業	1,398	1,398	1,398	1,398	1,398	
	医療介護連携事業	15,155	15,155	15,155	15,155	15,155	
	認知症総合支援事業	9,290	9,290	9,290	9,290	9,290	
	生活支援・介護予防サービス提供体制構築事業	59,157	59,190	59,190	59,190	59,190	
任意事業	介護給付適正化事業	47,737	47,737	47,737	51,188	49,678	
	家族介護支援事業	家族介護支援事業	7,143	7,143	7,143	7,659	7,434
		認知症高齢者見守り事業	489	489	489	524	509
		認知症高齢者家族支援サービス事業	6,654	6,654	6,654	7,135	6,925
	その他事業	その他事業	69,139	69,139	69,139	74,130	71,947
		成年後見制度利用支援事業	9,137	9,137	9,137	9,798	9,509
		住宅改修支援事業	96	96	96	96	96
		地域自立生活支援事業 (高齢者住宅等安心確保事業 高齢者見守り事業 介護相談員派遣等事業)	59,906	59,906	59,906	64,236	62,342
A 介護予防・日常生活支援総合事業		1,032,365	1,040,947	1,050,159	1,055,430	1,030,608	
B 包括的支援事業・任意事業		804,538	804,571	804,571	844,972	822,582	
地域支援事業合計(A+B)		1,836,903	1,845,518	1,854,730	1,900,402	1,853,190	

(2) 介護保険料

介護給付に必要な費用は、公費（国・都道府県・市区町村）で1/2を負担し、残りの1/2を被保険者の保険料等（65歳以上の人は市区町村が決定した介護保険料、40～64歳の方は加入している医療保険者が決定した介護納付金）によって賄っています。

本市の令和6（2024）年度から令和8（2026）年度における65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料は、次のような方法で算定しています。

【保険料算定方法（1人当たり基準額）】

- 保険料必要額：28,654,616千円（3年間）
- 被保険者数（所得段階別加入割合補正後被保険者数）：362,928人（3年間）
- 収納率：99.2%
- 保険料基準額算定式：

$$28,654,616 \text{ 千円} \div 362,928 \text{ 人} \div 99.2\% \div 79,600 \text{ 円/年}$$

本市の介護保険料基準額は、上記により算出した79,600円で月額6,633円となりますが、令和22（2040）年度には、月額9,000円超え、令和27（2045）年度には、月額9,300円を超えると予測されるなど、介護保険事業の財政が逼迫することに伴う利用者負担の大幅な増嵩が危惧されることから、介護保険サービスの効果的な提供や、効率的かつ適正な利用に加え、介護予防・重度化防止に向けた取組の推進が、ますます重要になると考えられます。

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の介護保険料率については、次のとおり算出します。

段階	対象者			基準額に対する割合	月額 (円)	年額 (円)			
	市町村民税課税状況		基準判定所得						
	本人	世帯							
第1段階	-	-	生活保護受給者	0.455 (0.285)	3,025 (1,892)	36,300 (22,700)			
	非課税	非課税	高齢福祉年金受給者						
前年課税 年金合計 以外所得 の額			80万円以下	0.630 (0.430)	4,183 (2,858)	50,200 (34,300)			
			80万円超～120万円以下						
			120万円超				0.675 (0.670)	4,483 (4,450)	53,800 (53,400)
80万円以下			0.900	5,975	71,700				
80万円超						基準額 1.000	6,633	79,600	
第6段階			課税	-	前年 合計 所得 金額	120万円未満	1.200	7,967	95,600
第7段階						120万円以上210万円未満	1.300	8,625	103,500
第8段階						210万円以上320万円未満	1.500	9,950	119,400
第9段階						320万円以上420万円未満	1.700	11,283	135,400
第10段階	420万円以上520万円未満	1.900				12,608	151,300		
第11段階	520万円以上620万円未満	2.100				13,933	167,200		
第12段階	620万円以上720万円未満	2.300				15,258	183,100		
第13段階	720万円以上820万円未満	2.400				15,925	191,100		
第14段階		820万円以上	2.500	16,583	199,000				

※第1段階から第3段階は、公費による低所得者の保険料軽減強化実施後の（ ）書きの数値になります。

3 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

(1) 共生型サービス

地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの構築においても、高齢者だけではなく、障がい者、子どもを含めた地域づくり、包括的支援体制が求められています。

平成30(2018)年4月から、介護保険制度と障害福祉制度に、新たに共生型サービスが位置付けられ、同一の事業所での高齢者と障がい児者へのサービス提供が可能となりました。当該指定の申請があった場合は、指定基準に基づく適切な審査を行い、サービス事業者を指定することで、障がい児者が高齢になっても、引き続き同一の事業所でサービスを受けることが可能になるよう努めます。

(2) 介護給付適正化の推進

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

今後、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7(2025)年、さらには、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年に向けて、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、必要な給付を適切に提供するための適正化事業を、今後も推進していくことが必要となります。

このようなことから、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度の6年間に計画期間とする「第3期高松市データヘルス計画」に基づき、介護給付の適正化を一層推進します。

① 要介護認定の適正化

要介護認定に係る認定調査*票の特記事項や主治医意見書との整合性を確認し、必要に応じて助言や指導を行うことにより、要介護認定調査の精度を高め、適正かつ公平な要介護認定に努めます。

② ケアプラン等の点検

介護支援専門員が作成した居宅サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い、点検及び指導を行うことにより、利用者が真に必要なサービスを確保するとともに、適正な給付となるよう努めます。

また、住宅改修を行う際に、介護保険が適用される部分と適用されない部分について、施工前後の写真等による厳正な審査や、竣工時の訪問調査等により、利用者の身体状況や生活状況等の実態に即した、適切な住宅改修が行われるように努めます。

さらに、福祉用具については、購入の必要性や利用状況について点検を行い、利用者の身体状況等に沿った適切な給付となるよう努めます。

③ 医療情報との突合・縦覧点検

国民健康保険団体連合会*の介護給付適正化システムを活用し、縦覧点検や医療情報との突合により、不適正な給付の発見に努めます。

④ 給付実績を活用した分析・検証

国民健康保険団体連合会から提供される給付実績情報を認定情報と突合し、矛盾点がないか確認するなど、適正なサービス提供が行われるよう努めます。

⑤ 介護サービス事業者等への適正化支援

介護サービス事業者に対し、運営体制及び請求事務等に関する確認を行い、法令に基づいた適正な事業の実施を促します。

(3) 特別給付・保健福祉事業

保険者は、法定の保険給付以外に、介護保険法の趣旨に沿って、市町村の状況に応じた独自の給付事業を実施することができますが、その給付事業の財源は、全て第1号被保険者の保険料で賄うこととされています。

特別給付・保健福祉事業については、第1号被保険者の負担増につながる事等から、介護保険の給付状況や介護保険外の各種福祉サービスの実施状況を踏まえ、事業の在り方について検討します。

4 介護保険サービスの質的向上と業務の効率化

介護保険制度が広く市民に周知され、介護サービスの利用が浸透する中、多くのサービス事業者の参入により、介護サービスの供給体制は整いつつあります。

また、介護が必要になれば適切に認定し、真に必要なサービスを過不足なく適切に提供できることに加え、医療と介護を効果的・効率的に受けられるなど、利用者及びその家族が安心と満足を得られる質の高い内容が求められています。

こうした要望に応えるため、市民に対して介護サービスに関する情報を提供し、利用者に対する自己負担の軽減制度の活用促進等により、サービス利用の利便性を高めるとともに、サービスの質の向上を図るため、サービス事業者等に対する指導、助言を行います。

(1) サービスの質の向上

介護保険制度の基本は、利用者の心身等の状態に応じ、利用者の自由な選択に基づいた介護サービスを提供することにあることから、利用者等が、安心と、より高い満足を得られるサービスの質の向上を目指します。

① サービス事業者との連携

利用者一人ひとりに満足のいく介護サービスを提供できるよう、サービス事業者の連絡組織である「高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会」、「高松市指定訪問介護事業者連絡協議会」、「高松市指定通所介護事業者連絡協議会」等を通じて、引き続き、サービス事業者の連携を支援するとともに、必要な情報の提供や組織内研修等により事業者全体のサービスの質の向上を図ります。

また、介護と医療の必要な高齢者が地域で安心して生活できるよう、介護支援専門員が主治医と連携しながら利用者についての情報を共有し、利用者中心の医療・介護・福祉サービスを、関係者の協力の下に提供できるよう支援します。

② サービス事業者への指導・助言

平成 24（2012）年度から、県に指定権限等があった介護施設及び居宅サービス等について、中核市である本市に指定権限等が移譲されたことより、市内の介護サービス事業者の指導監督は、全て本市が行っています。

サービス事業者に対する指導監督については、制度改正の内容や過去の指導事例等について、講習等の方式で行う集団指導や、高齢者虐待や不適切な報酬請求の防止等に向けて、定期的に事業所を訪問して行う運営指導のほか、運営基準等の違反及び不正請求が認められる場合等には、随時、監査を行い、サービス事業者の資質と利用者の処遇の向上に努めます。

また、利用者及びその家族等が満足のいく介護サービスを選択できるよう、又は提供を受けることができるよう、サービス事業者に対し、介護サービスの内容や運営状況についての公表を促すとともに、「高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会」から、事業者のサービスの質や運営の評価等の意見を聴取し、介護サービスの適正な運営の確保を図ります。

地域密着型サービスにおける小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護等の各事業所については、利用者・家族、地域住民の代表等により構成される運営推進会議に市職員を派遣し、適切な指導・助言、情報提供を行うなど、地域に開かれたサービスの推進、及び質の向上、透明な運営の確保を図ります。

地域の介護支援専門員に対しては、幅広い視野を持った適切なケアマネジメントが実施できるよう、地域包括支援センターの主任介護支援専門員が研修会等を通じて、支援を行います。

③ 相談・苦情への対応

介護保険制度の複雑化や介護サービスの利用増加に伴い、サービス内容、要介護（要支援）認定、保険料賦課等を始めとする苦情・相談が増加、多様化していることから、各窓口における連携を密にし、迅速かつ丁寧な対応に努めるなど、相談体制の充実を図るとともに、利用者に対し、介護保険制度の内容や介護サービスの適正な利用について理解が得られるよう、広報高松や本市ホームページ、市政出前ふれあいトーク等を通じて周知に努めます。

また、平成 27（2015）年度から介護サービス相談員を介護サービス事業所等へ派遣し、利用者からの相談に応じることで、利用者の疑問や不満、不安を解消するとともに、必要に応じて介護サービス事業所等に改善を求めることで、苦情に至る事案の未然防止を図っています。

（2）サービスの利便性の向上

介護に対する市民の要望に応えるため、市民に対して介護サービスに関する情報等の提供を行うとともに、利用者に対して自己負担の軽減制度の活用を促進し、サービス利用の利便性を高めます。

① 市民への情報提供

本市ホームページ、市政出前ふれあいトーク等、広報活動による情報提供に努めるとともに、サービス事業者に対し、介護サービス情報公表システムを活用したサービス内容や事業者に関する情報公開と、第三者評価*の積極的な採用を促進します。

② 低所得者に対する利用料の負担軽減

利用者の所得に応じて、高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費を支給するほか、低所得者に対して、施設サービスにおける食費・居住費の補足的給付や社会福祉法人による利用者負担の減額等を行い、利用料の負担を軽減します。

(3) 公平・公正かつ迅速な要介護認定

要介護状態区分により、サービスの利用限度額や負担額が変わること等から、真に必要なサービスを過不足なく受けられるようにするために、要介護（要支援）認定に向けた調査や審査の公平・公正化が求められます。

このため、介護認定審査会*委員及び調査員の更なる資質の向上を目指し、香川県等が実施する研修会や、市主体の研修会等を通じて、認定調査や審査・判定の平準化を図ります。

また、介護サービスを必要とする人が、少しでも早く要介護認定を受けられるよう、制度改正による認定事務の簡素化を適切に運用するとともに、申請受付から認定調査、調査内容の確認までの更なる効率化を図ることで、迅速な認定に努めます。

(4) 業務の効率化

令和22（2040）年に向けて、高齢化の進行に伴う介護ニーズの増大や生産年齢人口の減少が見込まれており、介護を担う人材の確保と介護現場の業務効率化が課題となっています。

介護現場の業務効率化は、利用者に対するサービスの質の向上につながるとともに、働く環境の改善による職員の負担軽減にもつながり、介護の仕事の魅力向上・介護人材の確保・介護サービス事業者の経営の安定も図られます。

今後、県では、適切な支援につなぐワンストップ型の総合相談センターを設けることとしており、県主導の下で、介護現場の業務効率化に資する様々な支援・施策を総合的に推進します。

① 文書負担軽減に向けた取組

- ・標準様式の原則化
- ・「電子申請・届出システム」利用の原則化

② 介護ロボット・ICT機器の導入支援（地域医療介護総合確保基金）

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

庁内組織として、高齢者福祉に関する各種行政施策・事業の効果的かつ総合的な展開と柔軟な執行体制の確保を図るため、高松市高齢者福祉推進本部会（以下「本部会」という。）を設置しています。

また、施策・事業に関して具体的に調査研究するため、本部会に高松市高齢者福祉推進連絡会（以下「連絡会」という。）を置き、各課が所管する既存事業も活用しながら高齢者福祉を推進することとしています。

本部会及び連絡会において本計画の検討・立案をすることで、関係局・課の間で相互に問題意識を共有し、協力・連携して施策を推進します。

くわえて、市民及び地域団体、保健・医療・福祉の各分野の関係機関等との緊密な協力・連携を図り、本計画の円滑かつ効果的な推進に努めます。

2 サービス提供体制

（1）情報提供・相談体制の充実

保健・医療・福祉の各分野のサービス内容、利用方法等を分かりやすく説明したパンフレット等を作成・配布するとともに、広報高松や本市ホームページ、保健・医療・福祉関連情報のネットワークシステム「WAMNET（ワムネット）^{*}」等を活用するなど、広報活動の充実を図ります。また、地域包括支援センターや老人介護支援センター、民生委員・児童委員、保健師等の訪問活動を通じて、きめ細やかな情報提供に努めます。

また、気軽にサービスの利用相談ができるよう、介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉、保健の各部門と連携を図るほか、老人介護支援センターを地域包括支援センターの窓口として位置付けることにより、相談窓口の一本化に取り組み、相談体制の充実に努めます。

(2) サービス提供体制の充実

参入意向のある介護サービス事業者に対して、新規の開設を円滑に進められるよう、適時適切な情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

また、高齢者のニーズに合った最適なサービスを提供できるよう、サービス事業者を始めとした関係者との円滑な連絡調整や適切な指導・支援を行うため、地域包括支援センターを活用した地域における関係者間ネットワークの構築を促進するとともに、人的資源を生かしたサービス提供体制の構築を支援します。

(3) 苦情解決体制の充実

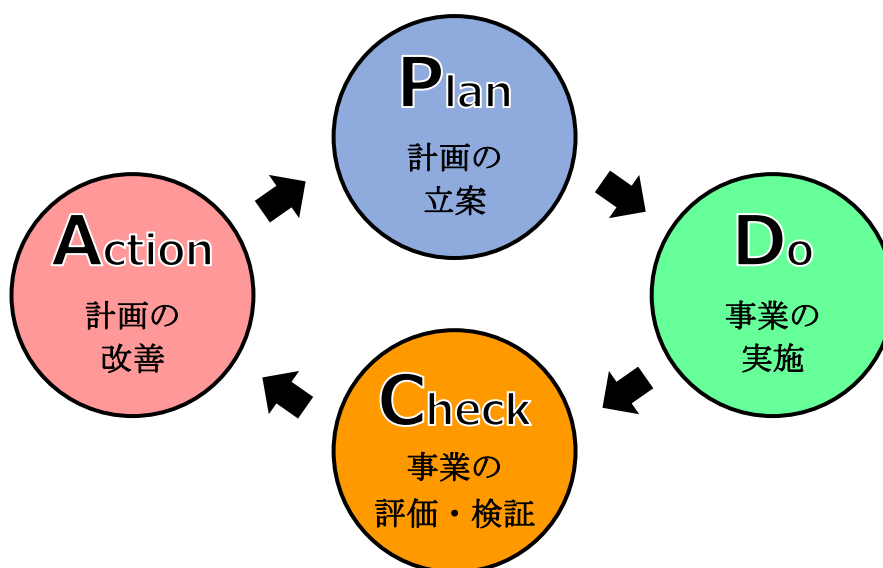
サービスの利用者からの様々な相談・苦情がサービス内容の改善につながるよう、高齢者の日常生活に関する総合的な相談窓口である地域包括支援センターを始め、本市相談窓口において適切な対応に努めるとともに、迅速、適切に苦情解決する体制の充実に努めます。

なお、介護サービスに関する苦情は、香川県国民健康保険団体連合会との連携を図る中で、介護保険担当窓口において、必要に応じて、サービス事業者に説明・改善を求め、問題解決を図るなど、適切な対応に努めます。

3 計画の進行管理

本計画は、「計画の立案（Plan）」、「事業の実施（Do）」、「事業の評価・検証（Check）」、「計画の改善（Action）」のPDCAサイクルによるマネジメントを実施し、毎年度を1サイクルとして、各事業（取組）の目標達成状況又は実績の報告を求めることで、事業の所管課においては、実施状況の把握と事後評価を行い、次年度における事業の改善・充実につなげます。

また、本市の総合計画や地域福祉計画等との整合を図るとともに、本部会及び連絡会や、学識経験者、関係団体の代表等で組織された高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会に定期的に進捗状況を報告し、意見を聴く中で、適切な進行管理に努めます。



4 情報の公開

本市における「高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱」第7条に則り、高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会の会議を公開し、会議内容、アンケート調査結果等を本市ホームページにて公開するなど、策定に関する情報を公開するとともに、パブリックコメント*を実施し、市民の意見を計画に反映するよう努めます。